



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・
護課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉・援
護課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援
護課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 3
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護
課） 4
- 生活保護法による介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課） 5
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定（福祉・援護
課） 5
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定（健康増進課） 6
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課） 6
- 地域森林計画の公表（森林緑地課） 7
- 地域森林計画の変更の公表・2件（森林緑地課） 7
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（国際物流推進課） 9
- 建設業者の許可の取消し（土木総務課） 9

訓 令

- 沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 9

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 10
- 財政的援助団体等監査結果の公表 10
- 行政監査結果の公表 10

告 示

沖縄県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション かがやき	糸満市字照屋129番地	糸満市字阿波根 1562番地	糸満市字照屋12 9番地	平成24年10月1日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション うんな	恩納村字恩納6121番地	恩納村字恩納24 65番地	恩納村字恩納61 21番地	平成24年10月13日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ウムッサンデイサービス	豊見城市字伊良波139番 地	豊見城市字高嶺 322番地	豊見城市字伊良 波139番地	平成25年12月1日

4 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
与那原日の出園指定居 宅介護支援事業所	与那原町字与那原3782番 地1	与那原町字与那 原2999番地1	与那原町字与那 原3782番地1	平成24年2月1日
ほがらか居宅介護支援 事業所	与那原町字与那原1118番 地奥浜アパート101号室	与那原町字与那 原1122番地	与那原町字与那 原1118番地奥浜 アパート101号 室	平成24年5月1日

5 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション かがやき	糸満市字照屋129番地	糸満市字阿波根 1562番地	糸満市字照屋12 9番地	平成24年10月1日

6 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーション うんな	恩納村字恩納6121番地	恩納村字恩納24 65番地	恩納村字恩納61 21番地	平成24年10月13日

沖縄県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
通い所てふ・てふ	石垣市字登野城582番地2 サンライ ズ大山1階	平成25年12月31日

沖縄県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、

指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション「ナース・ログ」	浦添市字経塚633番地メディカルKプラザ3階	平成25年12月31日

2 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ゆがふ薬局	宜野湾市我如古二丁目1番1号	平成25年4月30日

3 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション「ナース・ログ」	浦添市字経塚633番地メディカルKプラザ3階	平成25年12月31日

4 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ゆがふ薬局	宜野湾市我如古二丁目1番1号	平成25年4月30日

沖縄県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションぎのぞ桑の実	宜野座村字惣慶1894番地4	平成25年12月5日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションぎのぞ桑の実	宜野座村字惣慶1894番地4	平成25年12月5日

3 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
スポーク・クリニック	名護市字屋部117番地	平成25年11月1日

4 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
たけしま歯科・小児歯科	沖縄市知花一丁目25番11号	平成25年7月1日

5 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

デイサービスハピネス平真	石垣市字真栄里436番地11	平成25年10月1日
デイサービスここいち上江洲	うるま市字上江洲466番地1	平成25年11月1日
夢咲デイサービスセンター喜名	読谷村字喜名2345番地51	平成25年12月2日
さらはまデイサービスセンター	宮古島市伊良部字前里添721番地3	平成25年12月4日
デイサービスあこうて	石垣市字平得125番地6	平成25年12月4日

6 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
福祉用具サービスひとえ	浦添市牧港五丁目5番5号グランシャリオ牧港202	平成25年12月1日

7 認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
しらゆりの園デイサービス小規模	南城市知念字久手堅275番地3	平成25年9月11日

8 認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホーム上勢頭	北谷町字上勢頭633番地1	平成25年11月26日

沖縄県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアプランハピネス	石垣市字真栄里436番地6	平成25年11月19日
ケアプランセンターひとえ	浦添市牧港五丁目5番5号グランシャリオ牧港202	平成25年12月1日
ケアプランセンター希望のさと2	うるま市石川東恩納1468番地13	平成25年12月5日

沖縄県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
福祉用具サービスひとえ	浦添市牧港五丁目5番5号グランシャリオ牧港202	平成25年12月1日

沖縄県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションぎのぞ桑の実	宜野座村字惣慶1894番地 4	平成25年12月 5 日

2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションぎのぞ桑の実	宜野座村字惣慶1894番地 4	平成25年12月 5 日

3 介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
スポーク・クリニック	名護市字屋部117番地	平成25年11月 1 日

4 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
SMILEDESIGN美里歯科医院	沖縄市美原四丁目 4 番 2 号	平成24年 3 月 1 日
たけしま歯科・小児歯科	沖縄市知花一丁目25番11号	平成25年 7 月 1 日

5 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスハピネス平真	石垣市字真栄里436番地11	平成25年10月 1 日
デイサービスここいち上江洲	うるま市字上江洲466番地 1	平成25年11月 1 日
夢咲デイサービスセンター喜名	読谷村字喜名2345番地51	平成25年12月 2 日
さらはまデイサービスセンター	宮古島市伊良部字前里添721番地 3	平成25年12月 4 日
デイサービスあこうて	石垣市字平得125番地 6	平成25年12月 4 日

6 介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
福祉用具サービスひとえ	浦添市牧港五丁目 5 番 5 号グランシャリオ牧港202	平成25年12月 1 日

7 介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
グループホーム上勢頭	北谷町字上勢頭633番地 1	平成25年11月26日

沖縄県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
福祉用具サービスひとえ	浦添市牧港五丁目 5 番 5 号グランシャリオ牧港202	平成25年12月 1 日

沖縄県告示第24号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定地方公共機関の名称	指定年月日
株式会社スズケン沖縄薬品 株式会社ダイコー沖縄 株式会社琉薬 一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 沖縄ガス株式会社 沖縄都市モノレール株式会社 一般社団法人沖縄県バス協会 沖縄バス株式会社 株式会社琉球バス交通 東陽バス株式会社 那覇バス株式会社 公益社団法人沖縄県トラック協会 久米商船株式会社 大東海運株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	平成25年12月19日

沖縄県告示第25号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

証明書番号	家畜の種類	品種	名前	毛色	等級	飼養者	
						住所又は所在地	氏名又は名称
31347990001	豚	大ヨークシャー種	アイリスヒルビューオキカイ20046	白	1級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
31347990002	豚	デュロック種	ボールドゴールドオキカイ30102	茶	2級	国頭村	沖縄県家畜改良センター
11363309632	牛	黒毛和種	波北	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11336922189	牛	黒毛和種	咲浜	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357604125	牛	黒毛和種	栄勇勝	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

11357501516	牛	黒毛和種	勝太郎	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11336921748	牛	黒毛和種	花蓮	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11359125475	牛	黒毛和種	安富士	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11358995901	牛	黒毛和種	平栄	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター
11357615084	牛	黒毛和種	国34	黒	1級	今帰仁村	沖縄県畜産研究センター

沖縄県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成26年4月1日以降10年間に於ける沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を定めた。

なお、当該計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成23年沖縄県告示第12号で公表した沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、平成25年沖縄県告示第28号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第29号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年10月21日から平成26年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長

から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町字宇江城鳥島
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年12月25日から平成26年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第31号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 糸満市武富（2）地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
糸満市	武富	溝原	864番2	1
糸満市	武富	溝原	864番2	2
糸満市	武富	溝原	863番1	3
糸満市	武富	溝原	863番1	4
糸満市	武富	溝原	863番1	5
糸満市	武富	溝原	里道	6
豊見城市	高嶺	溝原	610番113	7
豊見城市	高嶺	溝原	610番113	8
豊見城市	高嶺	溝原	610番236	9
豊見城市	高嶺	溝原	610番236	10
豊見城市	高嶺	溝原	610番234	11
豊見城市	高嶺	溝原	610番234	12

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月6日まで縦覧に供する。

平成26年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人1万人井戸端会議
- 3 代表者の氏名 南信乃介
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目23番11号2階

5 定款に記載された目的 この法人は、すべての人に対して、社会教育、生涯学習、地域福祉に関する事業を行い、生きる力を育み、生きがいの持てるまちづくりのため、地域を支える担い手の育成や地域資源の活用で人材や資源が循環・継承される持続可能なしくみをつくり、地域社会に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエーV21食品館佐真下店 宜野湾市我如古一丁目610番1ほか5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要
 - (1) 騒音規制法及び宜野湾市生活環境保全条例で指定する騒音発生施設を設置する場合は、遅延なく届出を行うこと。また、周辺地域住民より生活環境について、苦情が生じた場合は適切に対応すること。
 - (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、委託する業者の処理状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物の発生から最終処分終了までの処理が適正に行われるよう努めること。また、事業系一般廃棄物の処理について、宜野湾市一般廃棄物処理計画に沿って処理すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年 1月17日から同年 2月17日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年 1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 処分をした年月日 平成26年 1月 8日
- 2 商号名 有限会社田中組
- 3 代表者名 西園浩介
- 4 所在地 浦添市西原五丁目15番2号
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第1088号
- 6 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 7 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

訓 令

沖縄県訓令第1号

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県警察本部訓令第1号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 1月17日

沖 縄 県 知 事	仲 井 眞 弘 多
沖縄県教育委員会教育長	諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長	笠 原 俊 彦

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県離島過疎地域振興対策会議設置規程（平成19年沖縄県訓令第56号・沖縄県教育委員会教育長訓令第15号・沖縄県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 1月17日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成26年 1月17日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	新 垣 哲 司
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人昭和薬科大学ほか31団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成26年 1月17日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	新 垣 哲 司
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成26年 1月17日

沖縄県監査委員	知 念 建 次
沖縄県監査委員	押 鐘 博 子
沖縄県監査委員	新 垣 哲 司
沖縄県監査委員	渡 久 地 修

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 尚生堂 〒 901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
--	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成24年度定期監査の結果報告書

第1 監査の概要	1	[財 産]	18
1 監査対象年度	1	(1) 被服等の管理が適正でなかったもの	18
2 監査の実施方法及び実施方針	1	【総務部】	18
3 監査実施機関数及び実施状況	2	1 財務に関する事項	18
第2 監査の結果	7	[収 入]	18
1 財務に関する事項	7	(1) 徴収に努力を要するもの	18
2 事務に関する事項	9	[支 出]	18
3 部局別指摘件数	10	(1) 給与が過払いとなっていたもの	18
第3 監査所見	11	(2) その他事務が適正でなかったもの	19
1 予算執行の適正化について	11	2 事務に関する事項	19
2 収入事務の適正化について	11	(1) 証紙の消印規格が適正でなかったもの	19
3 支出事務の適正化について	12	【企画部】	19
4 契約事務の適正化について	13	1 財務に関する事項	19
5 財産管理の適正化について	13	[支 出]	19
6 事務処理の適正化について	14	(1) 給与が過払いとなっていたもの	19
7 財務事務の適正化について	14	[財 産]	19
第4 部局別の指摘事項	15	(1) 切手の管理が適正でなかったもの	19
【各局共通】	15	【環境生活部】	19
1 財務に関する事項	15	1 財務に関する事項	19
[収 入]	15	[支 出]	19
(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	15	(1) 支出負担行為がなされていなかったもの	19
[支 出]	15	[契 約]	19
(1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの	16	(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
(2) 支出負担行為が遅れていたもの	16	【福祉保健部】	20
(3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの	16	1 財務に関する事項	20
2 事務に関する事項	16	[収 入]	20
[防火管理体制]	16	(1) 徴収に努力を要するもの	20
(1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの	16	(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの	20
【知事公室】	18	(3) その他事務が適正でなかったもの	20
1 財務に関する事項	18	[支 出]	21
[予 算]	18	(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	21
(1) 予算措置事務が遅延していたもの	18	[契 約]	21
		(1) 契約事務が適正でなかったもの	21
		(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	21
		(3) 契約方法について改善を要するもの	21
		【財 産】	21
		(1) 切手の管理が適正でなかったもの	21

<財務・事務に関する事項>

(2) タクシークーポン等の管理が適正でなかったもの	21
2 事務に関する事項	21
(1) 許可事務が適切でなかったもの	21
【農林水産部】	22
1 財務に関する事項	22
[予算]	22
(1) 予算執行同いがなされていなかったもの	22
[収入]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	22
(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの	22
[支出]	22
(1) 給与が過払いとなっていたもの	22
(2) その他事務が適正でなかったもの	23
[契約]	23
(1) 契約事務が適正でなかったもの	23
(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	23
[財産]	23
(1) 処分同いがなされていなかったもの	23
(2) タクシークーポン等の管理が適正でなかったもの	23
【商工労働部】	24
1 財務に関する事項	24
[収入]	24
(1) 徴収に努力を要するもの	24
[支出]	24
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	24
【文化観光スポーツ部】	24
1 財務に関する事項	24
[予算]	24
(1) 指定管理料の積算が適正でなかったもの	24
[支出]	24
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24
[財産]	24
(1) 許可事務が適切でなかったもの	24
【土木建築部】	25
1 財務に関する事項	25
[収入]	25
(1) 徴収に努力を要するもの	25

[支出]	25
(1) 給与が過払いとなっていたもの	25
[財産]	25
(1) 財産の管理が適正でなかったもの	25
【出納事務局】	26
1 財務に関する事項	26
[財産]	26
(1) 処分同いがなされていなかったもの	26
【企業局】	26
1 財務に関する事項	26
[予算]	26
(1) 予算執行同いがなされていなかったもの	26
[契約]	26
(1) 契約事務が適正でなかったもの	26
(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの	26
【病院事業局】	26
1 財務に関する事項	26
[予算]	26
(1) 予算執行同いがなされていなかったもの	26
[収入]	26
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	26
(2) その他事務が適正でなかったもの	27
[支出]	27
(1) 報酬が不足払いとなっていたもの	27
[契約]	27
(1) 予定価格調書が作成されていなかったもの	27
(2) 契約方法について改善を要するもの	27
[財産]	27
(1) 切手の管理が適正でなかったもの	27
(2) その他事務が適正でなかったもの	27
【教育庁】	27
1 財務に関する事項	27
[収入]	27
(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの	27
[支出]	28
(1) 給与が過払いとなっていたもの	28
(2) 支出負担行為がなされていなかったもの	28

〔契約〕	28
(1) 契約事務が適正でなかったもの	28
〔財産〕	29
(1) 許可事務が適切でなかったもの	29
2 事務に関する事項	29
(1) 個人情報報の管理が適正でなかったもの	29
(2) その他事務が適正でなかったもの	29
【警察本部】	29
1 財務に関する事項	29
〔収入〕	29
(1) 徴収に努力を要するもの	29
〔支出〕	29
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	29
【選挙管理委員会事務局】	30
1 財務に関する事項	30
〔支出〕	30
(1) 支出負担行為がなされていなかったもの	30

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	31
1 監査対象	31
2 監査期間	31
3 監査の方法及び着眼点	31
4 監査の実施状況	31
第2 監査の結果及び所見	33
1 特記仕様書について	33
2 施工計画書について	33
3 設計変更について	33
4 設計変更手続が適正でなかったもの	34
5 工事監理に改善を要するもの	34
6 安全管理に改善を必要とするもの	34
7 施設の改修が必要なもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。監査の概要は次のとおりである。

- 1 監査対象年度
平成24年度
- 2 監査の実施方法及び実施方針
 - (1) 監査の実施方法
監査は、次に掲げる方法により実施した。
 - ア 実地監査
監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
 - イ 書面監査
また、必要に応じて関係人調査を行った。

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

- (2) 監査の実施方針
監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようとするよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。
また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。
 - ア 財務に関する事項
 - (7) 未収金の債権管理について
 - (4) 需用費の執行について
 - (9) 沖縄振興特別推進交付金事業について
 - (11) 工事監査について
 - イ 事務に関する事項
 - (7) 防火管理体制について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	7	7	7	0
総務部	17	17	17	0
企画部	8	8	8	0
環境生活部	14	14	14	0
福祉保健部	22	22	22	0
農林水産部	45	45	45	0
商工労働部	12	12	12	0
文化観光部	6	6	6	0
土木建設部	24	24	24	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	8	8	6	2
病院局	7	7	7	0
議会局	1	1	1	0
教育庁	94	94	56	38
警察本部	45	45	37	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	319	319	271	48

(2) 実地監査の実施状況
実地監査の実施機関は、次のとおりである。
実地監査は、平成25年1月15日から同年8月27日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	平成25年6月20～21日	本庁各課	平成25年6月11～14日
消防学校	" 7月29日	本庁各課	" 7月24日
	" 3月6日	北部福祉保健所	" 4月17～18日
	" 4月16日	中部福祉保健所	" 5月24日
本庁各課	平成25年6月18～19日	中部福祉保健所	" 3月14～15日
宮古事務所各課	" 7月24日	南部福祉保健所	" 4月17日
" 5月7～8日	" 6月24日	南部福祉保健所	" 2月21～22日
" 6月24日	" 5月21～22日	<中央保健所>	" 4月15日
八重山事務所各課	" 6月6日		" 1月31日～2月1日
" 2月21～22日	" 3月14日	宮古福祉保健所	" 2月14日
東京事務所	" 3月5日	宮古福祉保健所	" 5月9～10日
自治研修所	" 4月25日	八重山福祉保健所	" 6月4日
名護県税事務所	" 4月16日	看護大学	" 5月21～22日
コザ県税事務所	" 5月14日	女性相談所	" 6月10日
那覇県税事務所	" 4月25日	若夏学院	" 5月14日
那覇県税事務所	" 5月16日	中央児童相談所	" 6月20日
自動車税事務所	" 6月18日	コザ児童相談所	" 3月1日
	" 6月7日	コザ児童相談所	" 4月15日
	" 7月31日	身体障害者更生相談所	" 3月8日
企画部	平成25年7月23～26日	総合精神保健福祉センター	" 4月16日
本庁各課	" 8月2日	本庁各課	" 4月26日
本庁各課	平成25年6月4～7日	本庁各課	" 5月9日
衛生環境研究所	" 8月1日	北部農林水産振興センター	" 4月27日
	" 3月13日	宮古農林水産振興センター	" 3月12日
	" 4月18日	八重山農林水産振興センター	" 4月24日
動物愛護管理センター	" 3月14日	本庁各課	" 3月6日
県民生活センター	" 4月18日	本庁各課	" 4月24日
計量検定所	" 3月12日	北部農林水産振興センター	平成25年7月23～26日
中央食肉衛生検査所	" 4月25日	宮古農林水産振興センター	" 8月2日
北高食肉衛生検査所	" 5月23日	八重山農林水産振興センター	" 2月26日～3月1日
平和折念資料館	" 3月13日	中央卸売市場	" 3月21日
	" 4月30日	病害予防除技術センター	" 5月7～10日
	" 2月26日	中部農業改良普及センター	" 6月4日
	" 3月21日	南部農業改良普及センター	" 5月21～24日
	" 4月15日	農業大学校	" 6月10日
		中央家畜保健衛生所	" 3月7日
			" 4月23日
			" 4月17日
			" 3月15日
			" 4月17日
			" 4月18日
			" 5月23日
			" 4月19日
			" 5月24日
			" 4月24日
			" 4月26日
			" 5月9日
			" 4月26日
			" 5月9日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
家畜衛生試験場	平成25年4月26日	本庁各課	平成25年7月16～19日
家畜改良センター	" 5月10日	北部土木事務所	" 8月6日
中部農林土木事務所	" 2月28日	中部土木事務所	" 4月16～17日
南部農林土木事務所	" 3月19日	中部土木事務所	" 5月14日
南部農林土木事務所	" 5月14～15日	南部土木事務所	" 5月30～31日
南部林業事務所	" 6月20日	南部土木事務所	" 5月28～29日
<水産業改良普及センター>	" 4月23～24日	宮古土木事務所	" 6月14日
栽培漁業センター	" 5月8日	宮古土木事務所	" 5月9～10日
海洋深層水研究所	" 4月17日	八重山土木事務所	" 6月24日
畜産研究センター	" 3月12日	下地島空港管理事務所	" 5月23～24日
農業研究センター	" 4月30日	沖繩県ダム事務所	" 6月6日
農業研究所	" 4月19日	下水道管理事務所	" 5月8日
宮古島支所	" 5月29日	下水道建設事務所	" 6月5日
石垣支所	" 2月8日	<新石垣空港建設事務所>	" 4月16～17日
森林資源研究センター	" 3月25日	出納事務局	" 5月9日
水産海洋技術センター	" 2月27日	本庁各課	平成25年7月9日
水産海洋技術センター	" 3月22日	本庁各課	平成25年6月4～6日
水産海洋技術センター	" 4月25日	久志浄水管理事務所	" 7月29日
石垣支所	" 3月22日	北谷浄水管理事務所	" 3月1日
	" 4月30日	水質管理事務所	" 4月22日
	" 5月24日		" 2月19日
	" 6月11日		" 3月15日
本庁各課	平成25年7月16～19日	県立病院課	" 2月20日
大阪事務所	" 8月6日	北部病院	" 3月15日
具志川職業能力開発校	" 2月21～22日	中部病院	平成25年6月27～28日
湘添職業能力開発校	" 3月15日	南部医療センター・ ごども医療センター	" 8月1日
工業技術センター	" 3月5日	宮古病院	" 6月4～7日
	" 4月16日	八重山病院	" 7月17日
	" 3月5日	構和病院	" 6月11～13日
	" 4月16日		" 7月17日
	" 3月5日		" 6月18～21日
	" 4月16日		" 7月19日
	" 3月15日		" 6月18～20日
	" 4月16日		" 7月5日
本庁各課	平成25年7月30～31日		" 6月11～13日
芸術大学	" 8月16日		" 7月4日
博物館・美術館	" 5月15日		" 6月24～25日
	" 6月18日		" 7月19日
	" 2月20日		
	" 3月22日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本庁各課	平成25年7月30日～8月2日	豊見城南高等学校	平成25年1月16日
国頭教育事務所	" 8月16日	南風原高等学校	" 2月18日
中頭教育事務所	" 4月16～27日	向陽高等学校	" 1月16日
那覇教育事務所	" 3月22日	知念高等学校	" 2月7日
島尻教育事務所	" 2月7～8日	糸満高等学校	" 2月6日
宮古教育事務所	" 5月30～31日	久米島高等学校	" 2月6日
八重山教育事務所	" 3月18日	八重山高等学校	" 1月25日
総合教育センター	" 2月21日	中部農林高等学校	" 2月19日
県立図書館	" 1月22～23日	八重山農林高等学校	" 1月17日
埋蔵文化財センター	" 2月18日	美里工業高等学校	" 2月12日
本部高等学校	" 2月14～15日	那覇工業高等学校	" 2月7日
前原高等学校	" 3月12日	南部工業高等学校	" 2月15日
美里高等学校	" 2月13～14日	八重山商工高等学校	" 2月7日
コザ高等学校	" 1月29～30日	那覇商業高等学校	" 3月19日
北谷高等学校	" 1月15日	沖縄水産高等学校	" 1月24日
北中城高等学校	" 2月6日	宮古総合美業高等学校	" 1月18日
宜野湾高等学校	" 3月28日	泊高等学校	" 2月13日
西原高等学校	" 3月19日	沖縄言学校	" 3月11日
浦添高等学校	" 2月6日	沖縄ろう学校	" 2月14日
那覇国際高等学校	" 1月22日	名護特別支援学校	" 2月12日
開邦高等学校	" 2月7日	美咲特別支援学校	" 3月18日
那覇高等学校	" 2月5日	大平特別支援学校	" 2月1日
那覇西高等学校	" 3月19日	鏡が丘特別支援学校	" 1月31日
豊見城高等学校	" 2月12日	沖縄高等特別支援学校	" 2月22日
	" 1月17日		" 2月5日
	" 2月12日		" 3月19日
	" 1月24日		" 1月25日
	" 2月7日		" 2月21日
	" 1月15日		" 2月5日
	" 2月18日		" 3月27日
	" 1月29日		" 1月15日
	" 2月19日		" 2月8日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	平成25年6月25～28日	議会事務局	平成25年8月1～2日
警察学校	" 7月23日	監査委員事務局	" 8月27日
那覇警察署	" 2月19日	人事委員会事務局	平成25年7月12日
浦添警察署	" 3月28日	労働委員会事務局	平成25年7月10日
宜野湾警察署	" 3月8日	選挙管理委員会事務局	" 8月7日
本部	" 4月15日	海区漁業調整委員会事務局	平成25年7月25日
	" 3月8日	内水面漁場管理委員会事務局	" 8月2日
	" 3月8日	取用委員会事務局	平成25年7月25日
	" 4月23日		" 8月2日
	" 3月7日		平成25年7月16日
	" 4月16日		" 8月6日
	" 3月7日		
	" 4月22日		
	" 2月12日		
	" 3月11日		
	" 2月15日		
	" 3月21日		

注：1 監査対象機関は平成25年4月1日現在で表記している。ただし、廃止・統合した機関は<>書きで表記している。以下同じ。
2 監査実施期日欄の日付けが二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。
書面監査は、平成25年8月9日から同月26日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所
教育庁	辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 石川高等学校 与那国高等学校 与那国高等学校 与那国高等学校 真志川高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 陽明高等学校 伊里東高等学校 真和志高等学校 小樽高等学校 宮古高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科大学 浦添工業高等学校 中部工業高等学校 宮古工業高等学校 石蔵商工業高等学校 高所特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 八重山特別支援学校 松野特別支援学校 那覇特別支援学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖繩警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は次のとおりである。
なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	対象	機関
予算執行同いがなされ ていなかったもの	3	南部農業改良普及センター 北部病院 (3機関)	北谷浄水管理事務所
予算措置事務が遅延し ていたもの	1	交流推進課 (1機関)	
指定管理料の積算が適 正でなかったもの	1	観光振興課 (1機関)	
計	5	(5機関)	

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	対象	機関
徴収に努力を要するもの	19	名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所 県税課 八重山事務所 県税課 管理課 福祉・福祉課 医療課 青少年・児童家庭課 障害保健課 南部福祉課 保健所 宮古福祉課 八重山福祉課 森林緑地課 コザ児童相談所 中央児童相談所 農政経済課 森林緑地課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (26機関)	
医業未収金の徴収に努 力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精神病院 (7機関)	
証紙収納に係る事務が適 正でなかったもの (各部局共通)	1	障害保健福祉課 北部農林水産振興センター 農業水産整備課及び森林整備 保全課 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 産業政策課 北部土木事務所 交通企画課 (7機関)	
現金の取扱いが適正で なかったもの	5	中部福祉保健所 農業研究センター 農業大学校	
その他事務が適正でな かったもの	2	宮古総合美業高等学校 美咲特別支援学校 (5機関)	
計	28	(47機関)	

(3) 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象	機 関
給与が過不足払いとなっていたもの	24	自治研修所 東京事務所 企画調整課 若夏学院 中央児童相談所 水産課 南部農林土木事務所 ものつづく課 文化振興課 中部農林土木事務所 那覇教育事務所 北谷高等学校 中部教育事務所 那覇教育事務所 北谷高等学校 中部教育事務所 那覇教育事務所 北谷高等学校 中部教育事務所 那覇教育事務所 北谷高等学校 中部教育事務所	若夏学院 中部病院
消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの (各部署共通)	1	自動車税事務所 環境整備課 <中央保健所> 看護大学 園芸振興課 北部農林水産振興センター 農業水産整備課 南部農林水産振興センター 情報産業振興課 那覇農林水産振興センター 本部高等学校 北部病院 那覇農林水産振興センター 本部高等学校 北部病院 那覇農林水産振興センター 本部高等学校 北部病院 那覇農林水産振興センター 本部高等学校 北部病院	園芸振興課 農業水産整備課 情報産業振興課 本部高等学校 北部病院
支出負担行為が遅れていたもの (各部署共通)	1	地域・離島課 衛生環境研究所 福祉保健企画課 産業政策課 国際物流推進課 県立図書館 (9機関) 義務教育課 文化財課	福祉保健企画課 県立図書館 (9機関)
支払遅延により不経済支出となっていたもの (各部署共通)	1	中央児童相談所 家畜衛生試験場 八重山土木事務所 島尻教育事務所 泡瀬特別支援学校 南部医療センター・こども医療センター 名護警察署 (7機関)	八重山土木事務所 名護警察署 (7機関)
支出負担行為がなされ ていなかったもの	5	衛生環境研究所 宜野湾高等学校 那覇工業高等学校 鏡が丘特別支援学校 選挙管理委員会事務局 (5機関)	那覇工業高等学校 (5機関)
報酬が不足払いとなっ ていたもの	1	中部病院 (1機関)	中部病院 (1機関)
その他事務が適正でな かったもの	2	自動車税事務所 中央卸売市場 (2機関)	中央卸売市場 (2機関)
計	35	(65機関)	

(4) 契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象	機 関
契約事務が適正でなか ったもの	7	環境整備課 高齢者福祉介護課 宮古農林水産振興センター 家畜保健衛生課 水質管理事務所 久志浄水管理事務所 八重山農林高等学校 美咲特別支援学校 (7機関)	家畜保健衛生課 久志浄水管理事務所 美咲特別支援学校 (7機関)
予定価格調書が作成さ れていなかったもの	4	高齢者福祉介護課 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 水質管理事務所 北部病院 (4機関)	農林水産整備課 北部病院 (4機関)
契約方法について改善 を要するもの	2	南部福祉保健所 宮古病院 (2機関)	宮古病院 (2機関)
計	13	(13機関)	

(5) 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数	対 象	機 関
切手の管理が適正でな かったもの	5	科学技術振興課 南部福祉保健所 若夏学院 中部病院 宮古病院 (5機関)	若夏学院 中部病院 宮古病院 (5機関)
許可事務が適切でなか ったもの	3	観光振興課 芸術大学 八重山商工高等学校 (3機関)	芸術大学 八重山商工高等学校 (3機関)
処分同いがなされてい なかつたもの	2	中部農業改良普及センター 物品管理課 (2機関)	物品管理課 (2機関)
被服等の管理が適正で なかつたもの	1	消防学校 (1機関)	消防学校 (1機関)
タクシークーポン等の 管理が適正でなかつた もの	2	中央児童相談所 水産課 (2機関)	中央児童相談所 水産課 (2機関)
財産の管理が適正でな かつたもの	1	下水道管理事務所 (1機関)	下水道管理事務所 (1機関)
その他事務が適正でな かつたもの	1	精和病院 (1機関)	精和病院 (1機関)
計	15	(15機関)	

2 事務に関する事項

指 摘 の 内 容	件 数	対 象	機 関
消防法に基づく防火管 理体制等が適正でなか ったもの (各部署共通)	1	自治研修所 動物愛護管理センター 平和祈念資料館 八重山平和祈念館 身体障害者更生相談所 総合精神保健福祉センター 中部福祉保健所 八重山福祉保健所 古賀見董相談所 南部研究センター 水産海洋技術センター 石垣支所 南部農業改良普及センター 芸術大学 沖繩県タム事務所 島尻教育事務所 北谷高等学校 豊見城南高等学校 沖繩ろう学校 南部医療センター・こども医療センター 警察学校 (23機関) 宮古病院 運転免許課 機動隊	動物愛護管理センター 総合精神保健福祉センター 古賀見董相談所 水産海洋技術センター 芸術大学 島尻教育事務所 北谷高等学校 沖繩ろう学校 こども医療センター 警察学校 (23機関)
証紙の消印規格が適正 でなかつたもの	1	総務私学課 (1機関)	総務私学課 (1機関)
許可事務が適切でなか ったもの	1	中部福祉保健所 (1機関)	中部福祉保健所 (1機関)
個人情報等の管理が適正 でなかつたもの	1	那覇教育事務所 (1機関)	那覇教育事務所 (1機関)
その他事務が適正でな かつたもの	1	沖繩水産高等学校 (1機関)	沖繩水産高等学校 (1機関)
計	5	(27機関)	

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部局名	財務監査事項				事務		増減
	予算	収入	支出	契約	財産	計	
知事公室	1				1	2	△1
総務部		3	3			6	7
企画部			1		1	2	0
環境生活部			1	1		2	2
福祉保健部		9	2	3	3	17	14
農林水産部	1	5	5	2	2	15	18
商工労働部		3	1			4	5
文化観光スポーツ部	1		1		2	4	2
土木建築部		2	2		1	5	3
出納事務局					1	1	0
企業局	1			3		4	0
病院事業局	1	2	1	2	3	9	20
議会事務局							0
教習庁		2	10	2	1	15	17
警察本部		1	4			5	5
選挙管理委員会事務局			1			1	0
その他の行政委員会事務局							0
共通		1	3			4	5
計	H24	5	28	35	13	15	96
	H23	3	21	48	14	3	89
増減		2	7	△13	△1	12	7

第3 監査所見

平成24年度は、監査の結果として、未収金の徴収に努力を要するもの、消耗品等の購入に当たった検査体制が適切でなかったもの、防火管理体制等が適正でなかったもの、予算執行において不経済な支出となっていたもの、給与が過不足払いとなっていたもの、契約事務が適正でなかったものなどを指摘事項としている。

今後とも、法令遵守の徹底や研修の充実を図るとともに、内部チェック体制の強化を図り、特に、次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 予算執行の適正化について

予算執行伺いがなされていないもの、予算措置の遅延により緊急の流用手続を行っているもの、指定管理料の積算が適正でないものがあった。

予算の執行に当たっては、関係法令等に基づき適正に事務を処理していただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減

一般会計の収入未済額は47億8,516万円で、前年度より12.6%減少しているものの、特別会計の収入未済額は87億8,855万円で、前年度より1.1%増加している。

病院事業会計の医療未収金（個人負担分）は19億1,909万円で、前年度より1.5%減少している。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。

これまでも未収金対策として、督促や催告の充実強化、クレジット収納など納税機会の拡充、強制執行等の法的措置などによる取組みが行われてきた。

しかしながら、依然として多額なことから、引き続き、滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を行うとともに、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、地方自治法、民法、商法、地方税法などに関する法令知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) その他の支出事務
消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でないもの、電気料金を期限内に支払わなかったことから遅収加算額が不経済な支出となっており、支出負担行為がなされていないものなどがあった。

また、本来委託業務として行う内容について別の経費で支出しているものは、職員意識改革を徹底するとともに、内部チェック体制の検証が不可欠である。

支出事務については、関係法令を遵守し、複数職員によるチェック体制の強化や情報の共有を図るとともに、出納機関との連携を密にし、支出事務の適正化に向けた指導監督を徹底していただきたい。

4 契約事務の適正化について
予定価格調書が作成されていないもの、執行予定額を上回る金額で予定価格を設定しているもの、変更契約がなされていないものなどがあった。

これらは、関係法令の認識不足に起因するものが多かった。そのため、研修の充実を図るとともに、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努める必要がある。

設計委託業務の成果を用いて工事を行うにもかかわらず、委託業務の完了検査前に工事に係る執行回いを行っているものがあった。組織内での事務処理の進行管理を徹底し、適正な事務執行の確立に努める必要がある。

また、一括して競争入札に付すべきところ分割して随意契約を締結しているものや財務規則に定める額を超えており競争入札に付すべきであり随意契約を締結しているものについては、競争性を発揮できる事務処理に留意していただきたい。

5 財産管理の適正化について
物品の処分の際に処分回いがなされていないもの、財産の使用許可手続が適切でないもの、財産台帳への登録が漏れているものがあった。

また、被服等貸与整理簿や切手受払簿が作成されていないもの、切手受払簿やタクシークーポン受払簿において記録された残枚数と実際の枚数に相違のあるものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、公有財産規則、財務規則等に基づき、適正な管理に努める必要がある。

切手の管理において適切でない払出しをしているものについては、服務規律の徹底を図り、再発防止に努めていただきたい。

(2) 現金の取扱い等
出納員でない職員が現金を収納し、又は保管しているもの、収納金の指定金融機関への払込みが遅延しているもの、会計管理者の承認なしに領収書の交付を省略しているものなどがあった。

現金の取扱いについては、地方自治法、財務規則等の規定に則り厳格に行う必要がある。

また、証紙収納に係る事務については、消印が押されていないもの、消印が不明瞭なもの、収入印紙が貼付されたものを受理しているものなどがあった。

申請書類や消印記録等を十分に確認し、証紙条例施行規則等に基づき的確に処理していただきたい。

3 支出事務の適正化について
(1) 給与の支出事務

職員手当については、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが多数あった（過払い額2,579,831円、不足払い額440,201円）。特に、勤勉手当において、算定の対象となる期間内に勤務した日がないのに支給しているものや休職等による除算期間を誤っているものが多く見られた。

また、扶養手当において、扶養の事実を確認しておらず、支給要件が欠けているにもかかわらず支給し続けているものなどがあった。

これらのことが発生した原因としては、担当職員の給与事務の習熟不足に起因するもののほか、認定や事後確認の段階における管理職員等のチェックミス、支給要件の変更による職員からの届出がなされていないことなどが考えられる。

給与事務については、研修等により事務能力の向上を図り、全庁的に事後確認を行うシステムを構築するとともに、チェックリストを作成し、指導監督を徹底する必要がある。

また、全職員へ扶養手当などの諸手当の支給要件や変更届出について、一層の周知を図るとともに、既に認定されている諸手当についても、適正なものであるかどうか、定期的に検証していただきたい。

6 事務処理の適正化について

(1) 消防法に基づく防火管理体制

消防法に基づき防火管理者の選任が必要であるにもかかわらず、その選任がなされず、消火訓練等を実施していない機関があった。

防火管理者は、消防計画を作成し、同計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を定期的に実施するとともに、消防用設備等を点検整備するなどの重要な責務がある。

消防法令の理解と遵守に努めるとともに、適正な防火管理体制の確立・強化に取り組んでいただきたい。

(2) その他の事務処理

職員募集における個人情報情報の管理が適正でないもの、食品衛生法に基づく許可事務が適切でないもの、旅行命令簿が作成されていないものがあった。

適正な事務処理が行われるよう、改めて制度や関係法令の周知を図っていただきたい。

7 財務事務の適正化について

今回の監査では、予算執行回いや物品の処分回、支出負担行為など財務規則に定める基本的手統がなされていないものが散見された。これらの手統は、県内部の意思決定手統として経費の必要性、内容等について審査を行うものであるが、これを確認することなく、その後、支出、処分などが行われている。

今一度、それぞれの審査・決裁において、各自がその職責を自覚し役割を果たすとともに、事務の遺漏のないよう指導を強化していただきたい。

また、平成24年度から導入された沖繩振興特別推進交付金事業については、一部について改善を要する事項があったことから、地方自治法を始めとする関係法令、要綱、関係文書等を十分確認の上、適正な事業の執行に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

証紙収納に係る事務が適正でないものが次のとおりであった。

ア 消印が押されていないもの

- ・ 商工労働部 (産業政策課)
- ・ 土木建築部 (北部土木事務所)

イ 消印が不明瞭なもの

- ・ 土木建築部 (北部土木事務所)
- ・ 警察本部 (交通企画課)

ウ 証紙ではなく収入印紙が貼付されたもの

- ・ 福祉保健部 (障害保健福祉課)

エ 証紙により使用料等を納付させる場合は、申請書や願書を受理したときに消印を押さなければならぬが、消印の日付けが受理した日より前後しているもの

- ・ 農林水産部 (北部農林水産振興センター森林整備保全課、八重山農林水産振興センター農林水産整備課)
- ・ 商工労働部 (産業政策課)
- ・ 土木建築部 (北部土木事務所)
- ・ 警察本部 (交通企画課)

オ 施設使用前に証紙により納付させなければならぬ使用料を、施設使用後に納めさせていたもの

- ・ 農林水産部 (北部農林水産振興センター農業水産整備課)

〔支出〕

(1) 消耗品等の購入に当たって検査体制が適切でなかったもの

消耗品等の購入に当たり、検査体制が適切でないものが次のとおりであった。

ア 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認については、検査員は検査調書を作成しなければならぬが、作成されていないもの

- ・ 総務部 (自動車税事務所)
- ・ 農林水産部 (園芸振興課)
- ・ 商工労働部 (情報産業振興課)
- ・ 病院事業局 (南部医療センター・こども医療センター)
- ・ 警察本部 (宜野湾警察署)

イ 代金が3万円以上の消耗品の給付の完了確認をする検査員は、予算執行回いをした職員以外の職員でなければならないが、同一人であるもの

- ・ 農林水産部 (北部農林水産振興センター農業水産整備課)

ウ 検査調査に検査を実施したと記載されている検査日に、検査員が休暇を取得していたもの

- ・ 環境生活部 (環境整備課)
- ・ 福祉保健部 (<中央保健所>、看護大学)
- ・ 農林水産部 (中央卸売市場、南部林業事務所)
- ・ 土木建築部 (南部土木事務所、宮古土木事務所)
- ・ 教育庁 (本部高等学校、那覇商業高等学校、宮古総合実業高等学校)
- ・ 病院事業局 (北部病院、宮古病院、八重山病院、精和病院)

(2) 支出負担行為が遅れていたもの

補助金の交付決定をすとき、委託料の契約を締結するとき、又は貸付金の貸付決定をすときは支出負担行為をす必要があるが、遅れていたものが次のとおりであった。

- ・ 企画部 (地域・離島課) 約7か月遅れ
- ・ 環境生活部 (衛生環境研究所) 約6～9か月遅れ
- ・ 福祉保健部 (福祉保健企画課) 約4か月遅れ
- ・ 商工労働部 (産業政策課、国際物流推進課) 約3か月遅れ
- ・ 教育庁 (県立学校教育課、義務教育課、文化財課、県立図書館) 約3～7か月遅れ

(3) 支払遅延により不経済支出となっていたもの

支払期限を過ぎて電気料金等を支払ったため、遅取加算額や延滞利息が生じ、不経済な支出となっていたものが次のとおりであった。

- ・ 福祉保健部 (中央児童相談所) 1,451円)
- ・ 農林水産部 (家畜衛生試験場) 9,626円)
- ・ 土木建築部 (八重山土木事務所) 32,986円)
- ・ 教育庁 (島尻教育事務所) 2,611円、泡瀬特別支援学校 22,392円)
- ・ 病院事業局 (南部医療センター・こども医療センター) 1,149円)
- ・ 警察本部 (名護警察署) 37,493円)

2 事務に関する事項

[防火管理体制]

(1) 消防法に基づく防火管理体制等が適正でなかったもの

消防法に基づく防火管理体制等が適正でないものが次のとおりであった。

- ア 非特定用途防火対象物に該当する施設については、防火管理者を定め、届出をしなければならぬが、なされていないもの
- ・ 環境生活部 (平和祈念資料館八重山平和祈念館)
 - ・ 福祉保健部 (身体障害者更生相談所)
 - ・ 農林水産部 (畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>)
 - ・ 教育庁 (高尻教育事務所)

- ・ 警察本部 (警察学校)

イ 非特定用途防火対象物に該当する施設については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練 (年1回) を実施しなければならないが、実施していないもの

- ・ 環境生活部 (動物愛護管理センター、平和祈念資料館八重山平和祈念館)
- ・ 福祉保健部 (中部福祉保健所、八重山福祉保健所、身体障害者更生相談所)
- ・ 農林水産部 (畜産研究センター、水産海洋技術センター石垣支所、南部農業改良普及センター、<水産業改良普及センター>)
- ・ 文化観光スポーツ部 (芸術大学)
- ・ 土木建築部 (沖縄県ダム事務所)
- ・ 教育庁 (島尻教育事務所、北谷高等学校、豊見城南高等学校)
- ・ 警察本部 (運転免許課、機動隊、警察学校)

ウ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回も実施していないもの

- ・ 病院事業局 (宮古病院)

エ 病院や社会福祉施設等の特定用途防火対象物に該当する施設については、年2回以上消火、避難訓練を実施しなければならないが、年1回しか実施していないもの

- ・ 総務部 (自治研修所)
- ・ 福祉保健部 (総合精神保健福祉センター)
- ・ 教育庁 (沖縄ろう学校)
- ・ 病院事業局 (南部医療センター・こども医療センター)

オ 消防用設備等の機器点検は6月ごとに実施する必要があるが、2回目の機器点検が実施されていないかかったもの

- ・ 福祉保健部 (コザ児童相談所)

【知事公室】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算措置事務が遅延していたもの

農業移住者等に係る債務保証業務等の終了に伴う農林水産省への返還金支払について、予算措置すべき時期にその措置を怠り、緊急の流用手続をとって返還を行っていた。(交流推進課)

【財産】

(1) 被服等の管理が適正でなかったもの

消防関係業務に従事する者に対して被服等を貸与しているが、被服等貸与整理簿が作成されていなかった。(消防学校)

【総務部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

ア	県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
		(円、%)				
平成24年度	97,641,297,698	94,496,653,552	490,418,248	2,834,393,760	96.8	
平成23年度	94,226,704,376	90,672,307,089	316,166,013	3,425,749,165	96.2	
対前年度比	103.6	104.2	155.1	82.7	-	
	(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)					

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
イ 土地貸付料	73,545,753円	9.2%	△0.5% (管財課)

ウ 所有者不明土地賃付料	9,279,443円	32.8%	8.2% (管財課)
--------------	------------	-------	---------------

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

ア 扶養手当の支給に当たって、同居していた両親と別居したことに伴い、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で92,125円の過払いとなっていた。(自治研修所)

イ 単身赴任手当の支給に当たって、認定した後に誤りに気づき認定を取り消したが、返納手続がなされず、272,000円の過払いとなっていた。(東京事務所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

1 件3万円以上の消耗品の購入に当たって、見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。(自動車税事務所)

2 事務に関する事項

(1) 証紙の消印規格が適正でなかったもの

登録免許税に係る証明願等の手続において、願書等に貼付されている証紙の消印が、証紙条例施行規則に定める規格となっていなかった。(総務私学課)

【企画部】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当と期末手当の合計で675,649円の過払いとなっていた。(企画調整課)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

3 件600円分の切手が誤って払い出され、職員の私用に使われていた。(科学技術振興課)

【環境生活部】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 支出負担行為がなされなかったもの

検査試薬等消耗品の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要はあるが、納品後に行っていた。(衛生環境研究所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

システム構築事業の委託契約において、増額変更契約に係る契約保証金を、契約締結時に受領していなかった。

その後、減額変更契約を行う際に、減額変更に伴う契約保証金と増額変更に伴う未受領保証金との差額を納付させていた。(環境整備課)

【福祉保健部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 連約金及び延納利息	277,818,032円 2,600,935円	61.8% 70.3%	△4.9% △34.4%
イ 生活保護費返還金	116,486,730円	53.6% (福祉・援護課、各福祉保健所)	△5.3% (福祉・援護課、各福祉保健所)
ウ 児童扶養手当返還金	114,818,768円	98.8% (青少年・児童家庭課)	2.2% (青少年・児童家庭課)
エ 児童福祉施設負担金	31,547,560円 (青少年・児童家庭課、各児童相談所、各福祉保健所)	68.8%	△6.7%
オ 心身障害者扶養 共済事業費負担金	19,027,730円	73.0%	3.2% (障害保健福祉課)
カ 看護師等修学資金 貸付金元利収入	10,044,732円	52.1%	7.1% (医務課)
キ 介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	1,917,000円	81.3%	8.2% (福祉・援護課)

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

出納員及び金銭分任出納員以外の職員が現金の取扱いを行っていた。
(中部福祉保健所)

(3) その他事務が適正でなかったもの

携帯電話会社をA社からB社へ変更する際、解約手数料として発生する25,000円について、B社の携帯電話取扱代理店が負担するとの申し出があり、本来、果が収納すべきでないにもかかわらず、資金前渡口座へ振り込ませていた。
(女性相談所)

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、再任用職員の退職前の勤務期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤勉手当の合計で119,017円の不足払いとなっていた。
(若夏学院)

イ 勤勉手当の支給に当たって、産後休暇から引き続き育児休業に入ったことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、73,256円の過払いとなっていた。
(中央児童相談所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

介護実習等の業務委託において、契約締結後に国庫補助金の減額内示があったが、変更契約を行わないまま、委託金額を減額し支払っていた。
(高齢者福祉介護課)

(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの

介護職員等処遇改善等特例交付金の支払い事務等に関する委託契約（執行予定額1,632,000円）において、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。
(高齢者福祉介護課)

(3) 契約方法について改善を要するもの

長期継続契約による公用車の賃貸借契約（執行予定額814,275円）について、入札に付すべきであるが、随意契約となっていた。
(南部福祉保健所)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が238枚、合計18,540円分多く、管理が適正に行われていなかった。

イ 切手について、受払簿の残枚数より実際の残枚数が274枚、合計21,920円分多く、管理が適正に行われていなかった。

(2) タクシークーポン等の管理が適正でなかったもの

タクシークーポンについて、受払簿の残枚数より実際の残枚数が22枚、合計1,920円分少なく、管理が適正に行われていなかった。
(中央児童相談所)

2 事務に関する事項

(1) 許可事務が適切でなかったもの

食品衛生法に基づく食品営業許可手続において、営業許可の継続申請から処分がなされるまでに期間を要したため、有効期限が切れてから許可を与えていた。
(中部福祉保健所)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

〔予算〕

(1) 予算執行同いがなされていなかったもの

農業経営管理支援対策実践研究会に係る負担金について、予算を執行しようとするときは予算執行同いを行う必要があるが、なされていなかった。
(南部農業改良普及センター)

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額に上っているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	481,340,272円	92.6%	△4.7%
連約金及び延納利息	83,209,725円	99.8%	0%
イ 沿岸漁業改善資金			(農政経済課)
貸付金元利収入	60,119,269円	64.8%	△9.4%
連約金及び延納利息	2,015,902円	57.7%	△3.1%
ウ 林業改善資金			(水産課)
貸付金元利収入	47,088,000円	82.4%	△2.5%
連約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0%

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

ア 出納機関が収納した現金は、指定金融機関等に速やかに払い込まなければならぬ。しかし、平成24年12月28日から平成25年3月10日までの現金収納分567,159円が、平成25年3月11日に金融機関に払い込まれていた。
(農業研究センター)

イ 県等主催イベントに出店して生産物を販売しているが、出納員でない職員が現金を取り扱っていた。
(農業大学校)

〔支出〕

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、55,516円の過払いとなっていた。
(水産課)

イ 勤労手当の支給に当たって、職員Aについては基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、67,392円の過払いとなっていた。

また、職員Bについては、病気休暇による除算期間の算定を誤ったため、41,247円の過払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

ウ 通勤手当の支給に当たって、給与システムへ誤った金額を入力したため、79,240円の不足払いとなっていた。
(南部農林土木事務所)

(2) その他事務が適正でなかったもの

ネズミ駆除資材(193,200円)について、平成24年9月13日に消耗品費として予算執行同いを行い、10月6日納品となっていたが、実際には同年4月13日以降、10数回にわたるネズミ駆除業務に係る費用であった。
本来、委託業務として行うべき内容について、消耗品を購入したように処理していた。
(中央卸売市場)

〔契約〕

(1) 契約事務が適正でなかったもの

動物用焼却炉補修工事において、予定価格調書の金額(1,470,000円)が予算執行同いの執行予定額(1,323,000円)を上回っていた。
(宮古農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 予定価格調書が作成されていなかったもの

警備委託業務契約(執行予定額1,310,400円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。
(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

〔財産〕

(1) 処分同いがなされていなかったもの

物品を処分する場合は物品処分同いをする必要があるが、導電率計測装置等10件569,688円を処分する際の物品処分同いがなされていなかった。
(中部農業改良普及センター)

(2) タクシーチケット等の管理が適正でなかったもの

タクシーチケット使用料(執行額179,460円)の受払簿を紛失していた。
(水産課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	7,643,959,185円	94.8%	1.8%
違約金及び延納利息	57,576,281円	98.5%	△2.1%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	45,049,000円	20.2%	14.3%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料相当損害金等	37,771,636円	96.3%	0%
			(企業立地推進課)

【支出】

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当及び勤労手当の支給に当たって、採用前に臨時的任用職員として勤務していた期間を在職期間に含めなかったため、期末手当と勤労手当の合計で180,790円の不足払いとなっていた。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 指定管理料の積算が適正でなかったもの

県有施設内で指定管理者が自動販売機を設置して収入を得る場合には、その収入を指定管理料に反映させなければならないが、反映させていなかった。

(観光振興課)

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、66,400円の過払いとなっていた。

(文化振興課)

【財産】

(1) 許可事務が適切でなかったもの

ア 県有施設内に公衆電話機を設置する許可は県が行わなければならないが、指定

管理者が行っていた。

(観光振興課)

イ 学内食堂の建物使用に伴い発生する光熱水費について、実費負担とする許可条件を付さないまま、負担額を徴収していた。

(芸術大学)

【土木建設部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額に上っているものや前年度より増加しているものが次のとおりであった。

事 項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	693,914,953円	12.5%	△2.5%
			(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	28,081,154円	8.7%	9.6%
			(住宅課)

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 勤労手当の支給に当たって、育児短時間勤務職員の期間率の算定を誤ったため、91,074円の過払いとなっていた。

(技術管理課)

イ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、112,088円の過払いとなっていた。

(南部土木事務所)

【財産】

(1) 財産の管理が適正でなかったもの

旧スクラバー用水取水地跡地(普通財産)は、平成22年12月に道路指定地とそれ以外の土地に分筆、登記を行ったが、公有財産台帳において、新たに生じた地番の土地の登録及び分筆された土地の面積減の調整がされていなかった。

(下水道管理事務所)

【出納事務局】

1 財務に関する事項

【財産】

(1) 処分同いがなされていないかったもの

不用紙類の売払いに当たっては、処分同いをを行う必要があるが、請負業者の準備期間として年間契約の対象から除いた年度初めの5日間については、処分同いがなされていないかった。
(物品管理課)

【企業局】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行同いがなされていないかったもの

公用車の修繕について、予算を執行しようとするときは予算執行同いをを行う必要があるが、なされていないかった。
(北合浄水管理事務所)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ア 導水管移設等工事契約にあたり、設計委託業務の成果を用いて工事を行うべきであるにもかかわらず、委託業務の完了検査(平成24年10月5日)前に工事に係る執行同い(平成24年8月24日)を行っていた。
(久志浄水管理事務所)

イ データ管理システム保守点検業務委託契約(執行予定額1,134,000円)について、年度開始前準備行為を行うことのできる契約に該当しないにもかかわらず、年度開始前に予算執行手続を行っていた。
(水質管理事務所)

(2) 予定価格調書が作成されていないかったもの

機器保守点検業務委託契約(執行予定額1,585,500円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないかった。
(水質管理事務所)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行同いがなされていないかったもの

白衣等の賃借及び洗濯補修業務及び給食業務請負契約について、予算を執行しようとするときは予算執行同いをを行う必要があるが、なされていないかった。
(北部病院)

【収入】

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成24年度末における医業未収金(個人負担分)は1,919,086,104円となっており、前年度末より28,687,940円(1.5%)減少しているが、依然として多額である。
(県立病院課、各県立病院)

(2) その他事務が適正でなかったもの

津堅診療所においては、未収金の整理に当たって、未収金整理簿を作成する必要があるが、作成されていないかった。
(中部病院)

【支出】

(1) 報酬が不足払いとなっていたもの

嘱託研修医師の夜間勤務に伴う報酬80,000円が支給されていなかった。
(中部病院)

【契約】

(1) 予定価格調書が作成されていないかったもの

酸素供給装置の保守点検等業務委託契約(執行予定額16,178,220円)について、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていないかった。
(北部病院)

(2) 契約方法について改善を要するもの

同一敷地内にある医師住宅3部屋の修繕工事について一括して競争入札に付すべきところ、同一期間にそれぞれ別々に随意契約を締結していた。
(宮古病院)

【財産】

(1) 切手の管理が適正でなかったもの

ア 職員が私用で使うため、現金110円と、同額の切手(80円切手1枚、10円切手3枚)を交換していた。

イ 津堅診療所においては、中部病院から切手の送付を受け使用しているが、切手受払簿が作成されていないかった。
(中部病院)

(2) その他事務が適正でなかったもの

設備等の固定資産を撤去する際は、貸借対照表の固定資産から除却する必要があるが、過年度に撤去済みの空調設備等(11,358,643円)について、除却処理されていないかった。
(精和病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 現金の取扱いが適正でなかったもの

ア 納入義務者から現金を直接収納したときは、原則として領収証を交付する必要があるが、会計管理者が省略を認めていない生産物の売払いに当たって、領収証が交付されていないかった。
(宮古総合実業高等学校)

イ 出納員以外の職員が現金の保管を行っていた。
(美咲特別支援学校)

【支出】

(1) **給与が過払いとなっていたもの**
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 扶養手当の支給に当たって、別居している母の扶養親族の認定は、職員の送金額が、母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならぬが、母の収入の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で149,339円の過払いとなった。(国頭教育事務所)

イ 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたにもかかわらず、配偶者の所得の確認が不十分だったため、扶養手当と期末手当の合計で176,800円の過払いとなっていた。(那覇教育事務所)

ウ 平成23年度の扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得が年額130万円以上となり支給要件を欠いたことが判明した時点で、扶養手当の過払い分は返納されたが、期末手当の過払い分については返納手続がなされず、平成24年度において33,800円の過払いとなっていた。(北谷高等学校)

エ 通勤手当の支給に当たって、通勤方法の変更の届出により、支給額が変更となったが、誤った処理を行ったため、41,070円の過払いとなっていた。(那覇教育事務所)

オ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、沖縄盲学校で45,585円、中頭教育事務所で103,896円、那覇高等学校で123,943円の過払いとなっていた。(沖縄盲学校、中頭教育事務所、那覇高等学校)

(2) **支出負担行為がなされなかったもの**

備品等の購入及び修繕料の支出について、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要があるが、納品後に行っていた。(宜野湾高等学校、那覇工業高等学校、鏡が丘特別支援学校)

【契約】

(1) **契約事務が適正でなかったもの**

ア スクールバス管理運営業務委託に係る指名競争入札において、再度の入札に付し落札者がないことにより随意契約をする場合は、予定価格を変更できないにもかかわらず、予定価格(22,999,968円)を上回る金額(22,999,968円)で契約していた。(美咲特別支援学校)

イ 舎食調理業務等委託契約に係る入札において、再度の入札に付して落札者がいないことにより随意契約をする場合は、見積書を徴する必要があるが、徴していなかった。(八重山農林高等学校)

【財産】

(1) **許可事務が適切でなかったもの**

学校施設を第二種電気工事士一般講習の会場として提供していたが、学校施設の目的外使用許可に係る手続がとられていなかった。(八重山商工高等学校)

2 事務に関する事項

(1) **個人情報管理が適正でなかったもの**

臨時的任用職員の募集において、申込書の提出場所を、執務室内の職員から直接見ることができない廊下に設置していた。(那覇教育事務所)

(2) **その他事務が適正でなかったもの**

小型実習船による実習を行う場合の、122件の旅行命令簿が作成されていなかった。(沖縄水産高等学校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) **徴収に努力を要するもの**

収入未済額が多額に上っているものが次のとおりであった。

事項	収入未済額	調定額に対する収入未済額の割合	収入未済額の対前年度増加率
放置駐車車両違反金	51,275,000円	23.9%	△21.2% (交通指導課)

【支出】

(1) **給与が過不足払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 管理職手当の支給に当たって、月の初日から末日までの期間に1日も勤務した日がない場合は支給できないが、同手当を支給したため、68,100円の過払いとなっていた。(警備第二課)

イ 扶養手当の支給に当たって、別居している父母を扶養親族として認定する場合は、職員の送金額が、父母の世帯の全収入の3分の1以上の額でなければならぬが、父母と同居している職員の弟妹の収入確認をしなければならぬため、扶養手当、期末手当、特勤勤務手当の合計で249,551円の過払いとなっていた。(宮古島警察署)

ウ 通勤手当の支給に当たって、認定額の算定を誤ったため、61,154円の不足払いとなっていた。(刑事企画課)

エ 単身赴任手当の支給に当たって、給与システムでの処理を誤ったため、41,000円の過払いとなっていた。(警察学校)

【選挙管理委員会事務局】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 支出負担行為がなされていないかかったもの

消耗品等の購入に当たって、契約を締結するときに支出負担行為を整理する必要
があるが、納品後に行っていた。
(選挙管理委員会事務局)

<工事に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成24年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部5機関、農林水産部5機関
- (3) 監査対象工事

平成24年度に竣工した工事で、当初請負額5,000万円以上の工事から、36件を抽出し監査対象とした。請負額が変更増となったもの、工期が延長されたもの、契約変更回数が多いものを優先的に選定した。

2 監査期間

平成25年4月22日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工が法令等に準拠しているか、また経済性、効率性、有効性、安全性などの観点から適正に行われているかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

監査の実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士を交えて、工事を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事の執行について、主に次の点に着目し実施した。

ア 計画、設計は、適正に行われているか。

イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。

ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。

エ 工事の施工は、適正に行われているか。

オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事名
北部土木事務所	平成25年6月18日 ～6月20日	瀬底大橋橋梁補強工事 (H23-1) 平良海岸 (伊豆名地区) 整備工事 (H23) 西屋部川改修工事 (西屋部橋・H23) 名護運天港線道路改良工事 (H23-1 工区) 本部港 (堀川地区) 泊地 (-5.5m) 浚渫工事 (H24-1)

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、10機関36工事を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事については、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の項目について、改善を要するものがあった。

今後とも、法令等の遵守を徹底するとともに、適正な工事の執行に努められ、特に次の点に留意して改善に取り組んでいただきたい。

1 特記仕様書について

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書であり重要なものである。

その中で、必要書類の添付がないもの、必要事項の記載漏れ、条件明示の不足など、多くの改善を要する事項が見受けられた。

工事発注前に記載内容の確認を徹底していただきたい。

また、共通仕様書と重複している項目があるので、内容の整理を検討していただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

2 施工計画書について

施工計画書は、請負業者が工事着手前に工事的目的物を完成させるために必要な手順や工法等について、県に提出するものである。

その中で、段階確認の計画が示されていないもの、また、注意報発令、警報発令時における作業の中止基準や対応策が示されていないものがあった。

施工計画書は、工事の施工・施工管理の最も基本となるものであることから、安全管理について具体的に記載を求めると、内容を充実させるよう請負業者の指導を徹底していただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

3 設計変更について

今回の監査対象工事は、全般に設計変更が多く、工事費の増額及び工期延期が常態化していた。工事費の増や、工期延期に至る原因は、事前の調査不足、設計図書の照査不足、施工計画時における協議不足等が考えられる。

工事費が増大しない方法を検討するとともに、工期延長を常態化させないよう、工期遵守の徹底に努めていただきたい。
(農林水産部、土木建築部 共通事項)

監査実施機関	監査実施期日	工事名
中部土木事務所	平成25年6月25日 ～6月27日	具志川環状線道路改良工事 (H23-2) 3・2・6号明屋尾泡瀬線街路改良工事 (H23-2) 伊祖橋補修工事 中城公園整備工事 (H23-1) H24中城湾港 (泡瀬地区) 突堤 (西) 整備工事
南部土木事務所	平成25年7月30日 ～8月1日	奥武山米須線橋梁整備工事 (P1) 玉城那覇自転車道線整備工事 (H23-1工区) 中城湾港 (与那原地区) 海岸護岸工事 (8工区) 奥武山公園整備工事 (H23-1) 安里川河川改修工事 (H23-1)
宮古土木事務所	平成25年7月2日 ～7月3日	伊良部大橋橋梁整備第5期工事 (主航路部上部工 その1) 国道390号特殊改良工事 (H23-2工区) 国道390号電線共同溝工事 (H23-1工区)
八重山土木事務所	平成25年7月9日 ～7月10日	石垣港伊原間線野呂水橋 (仮称) 橋梁整備工事 (上部工) 開南橋・武那田原大橋橋梁補修工事 (H24-1) H23新石垣空港連絡道路新設工事 (2工区)
北部農林水産振興 センター	平成25年8月13日 ～8月14日	宜野座村第4地区土砂流出防止対策工事 瀬嵩地区ため池改修工事 辺土名地区海岸整備工事 (その1)
中部農林土木事務所	平成25年8月15日 ～8月16日	読谷中部地区パイプライン工事 (1工区) 読谷中部地区ほ場整備工事 (3工区) 中城村北浜海岸護岸工事
南部農林土木事務所	平成25年8月8日 ～8月9日	渡名喜漁港-5.0m岸壁改良工事 (23-1) 喜屋武第3地区ほ場整備工事 大城地区ため池改修工事
宮古農林水産振興 センター	平成25年7月4日 ～7月5日	洲鎌地区ほ場整備工事 (2工区) 佐良浜漁港浮棧橋工事 (国債) 松原南地区ほ場整備工事 (2工区)
八重山農林水産振興 センター	平成25年8月6日 ～8月7日	新川第2地区耕土流出防止対策工事 石垣市第5・第6地区耕土流出防止対策工事 波照間第4地区耕土流出防止対策工事 (第1工区)

注：八重山土木事務所には旧新石垣空港建設事務所分を含む。

4 設計変更手続が適正でなかったもの

農林水産部における契約金額の変更については、工事設計図書等作成要領（平成14年度版）の中の「設計変更に伴う契約変更の取扱要領」により、当初請負金額の20パーセント又は2,000万円を超える場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受けることとなっている。

漁港工事において、当初請負金額に比べ、2,996万8,050円、23パーセントの増となっているものがあった。当該工事の契約変更における支出負担行為等の契約事務については、適正に行われていたが、取扱要領に基づく契約変更の承認手続がなされていなかった。

今後は、取扱要領に基づき、適正に手続を行っていただきたい。

（宮古農林水産振興センター）

5 工事監理に改善を要するもの

ほ場整備工事において、工事金額が大幅に増加したものがあつた。予定していた客土が使用不可となるとともに、別途に手配した客土単価の増加と数量の増加が発生したことがこの原因である。

今後は、事前の調査を徹底していただきたい。

（南部農林土木事務所）

6 安全管理に改善を必要とするもの

道路改良工事において、推進工部立杭施工時の昇降設備に脚立を使用している箇所があつた。1.5メートル以上高さがある場合は、移動梯子等、労働安全衛生規則第526条、同527条で定められている構造のものとする必要がある。

今後は、請負業者の指導を徹底していただきたい。

（中部土木事務所）

7 施設の改修が必要なもの

道路改修工事の現場確認を行ったところ、電柱設置部の舗装面が沈下し、補修が必要となっている箇所があつた。

また、歩道と民有地の間に落差があるため防護柵を設置しているが、1メートル程度歩道防護柵がなく延長を検討する必要がある箇所があつた。
補修及び防護柵の延長について、適切に対応していただきたい。

（宮古土木事務所）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成24年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目 次

第1 監査の概要

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2
第2 監査の結果及び所見	4
1 監査の結果	4
2 監査所見	5
第3 監査実施団体の財政的援助等の概要	7
○学校法人 昭和薬科大学	7
○学校法人 尚学学園	8
○学校法人 興南学園	9
○公益財団法人 沖縄県文化振興会	10
○株式会社 JAおきなわSS南大東SS	12
○有限会社 北大東石油商会	13
○公益社団法人 沖縄県トラック協会	14
○旭橋都市再開発株式会社	15
○公益財団法人 おきなわ女性財団	17
○公益財団法人 沖縄県平和祈念財団	19
○社会福祉法人 美原福祉会	21
○公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議	22
○財団法人 沖縄県看護学術振興財団	23
○沖縄県森林組合連合会	24
○公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	25
○沖縄県漁業信用基金協会	27
○財団法人 沖縄県水産公社	28
○沖縄熱帯植物管理株式会社	29
○沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体	30
○那覇商工会議所	31
○沖縄商工会議所	32
○文化の社共同企業体	33
○公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	34
○公益財団法人 沖縄県体育協会	35
○沖縄県緑化種苗協同組合	36
○財団法人 沖縄県建設技術センター	37
○沖縄県住宅供給公社	38
○株式会社 沖縄ダイケン	40
○石垣空港ターミナル株式会社	41
○ヤンマー沖縄株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体	43
○共同企業体がないシルバー人材センター	44
○公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	45
別紙 県の出資団体における外国債券の運用状況	46

地方自治法第199条第7項の規定により、32の財政的援助団体等（出資団体12、財政的援助団体14、公の施設の指定管理者12団体）の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

- 1 監査対象年度及び実施期間
 - (1) 監査対象年度 平成24年度
 - (2) 監査実施期間 平成25年9月3日から同年10月30日まで
- 2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

 - (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
 - (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
 - (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
 - (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

3 監査の実施状況
 監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管		
学校法人 昭和薬科大学	平成25年9月5日	補助金
学校法人 尚学園	平成25年9月13日	補助金
学校法人 興南学園	平成25年9月19日	補助金
総務部・文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	平成25年9月4日 平成25年10月17日	出資・補助金・ 指定管理者
企画部所管		
株式会社 JAおきなわSS南大東SS	平成25年9月3日	補助金
有限会社 北大東石油商会	平成25年9月4日	補助金
公益社団法人 沖縄県トラック協会	平成25年9月26日	補助金
企画部・土木建設部所管		
旭橋都市再開発株式会社	平成25年9月13日 平成25年10月22日	出資・補助金
環境生活部所管		
公益財団法人 おきなわ女性財団	平成25年9月12日 平成25年10月22日	出資
環境生活部・土木建設部所管		
公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 (平和の礎、平和祈念公園)	平成25年9月6日 平成25年10月30日	補助金・指定管理者
福祉保健部所管		
社会福祉法人 美原福祉会 (沖縄県立石鍋児童園)	平成25年9月3日 平成25年10月29日	補助金・指定管理者
公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議	平成25年9月12日	補助金
財団法人 沖縄県看護学術振興財団	平成25年9月20日	出資
農林水産部所管		
沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	平成25年9月3日	指定管理者
公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	平成25年9月6日 平成25年10月23日	出資・補助金
沖縄県漁業信用基金協会	平成25年9月11日 平成25年10月29日	出資
財団法人 沖縄県水産公社	平成25年9月18日 平成25年10月30日	出資
沖縄県熱帯植物管理株式会社 (沖縄県農林の森)	平成25年9月26日	指定管理者

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管		
沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体 (国際物流拠点産業集積地域那覇地区)	平成25年9月5日	指定管理者
那覇商工会議所	平成25年9月12日	補助金
沖縄商工会議所	平成25年9月27日	補助金
文化観光スポーツ部所管		
文化の杜共同企業体 (沖縄県立博物館・美術館)	平成25年9月11日 平成25年10月24日	指定管理者
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	平成25年9月20日 平成25年10月24日	出資
公益財団法人 沖縄県体育協会	平成25年9月26日	補助金
土木建設部所管		
沖縄県緑化種苗協同組合 (名護中央公園、浦添大公園、パンナ公園)	平成25年9月4日	指定管理者
財団法人 沖縄県建設技術センター	平成25年9月5日 平成25年10月17日	出資
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅管理：北部・中部A・中部B・ 南部地区)	平成25年9月13日 平成25年10月23日	出資・貸付金・ 指定管理者
株式会社 沖縄ダイケン (石垣空港地下駐車場)	平成25年9月18日	指定管理者
石垣空港ターミナル株式会社	平成25年9月19日 平成25年10月22日	出資・補助金
ヤンマー沖縄株式会社・ アクト総合サービス株式会社共同企業体 (宜野湾港マリーナ)	平成25年9月27日	指定管理者
教育庁所管		
共同企業体うないシルバー人材センター (石川青少年の家、玉城青少年の家)	平成25年9月19日	指定管理者
警察本部所管		
公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	平成25年9月20日	出資

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
 注：監査実施期日欄が2段階書きとなっているものは、下段が監査委員が監査対象団体に出向き実地
 監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、留意改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項は次のとおりである。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 財団法人沖縄県看護学術振興財団では、会計事務等が適正でないものが次のとおりあった。

(7) 法人市民税の申告をしていないことから、過去5年分の法人市民税 250,000円と延滞金 30,500円の合計 280,500円の不経済な支出となっていた。

(1) 看護大学紹介DVD制作委託について、契約書の契約期間は平成24年3月31日までとなっているが、成果物の納品は平成24年9月13日と約5か月遅れていた。(福祉保健部所管)

イ 沖縄自由貿易地域管理運営共同企業体では、管理業務委託契約(契約金額 33,457,200円)の支払いにあたり、増額変更契約を締結すべきところを手続きを行わずに支払い(支払額 34,969,200円)を行っていた。(商工労働部所管)

ウ 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が 127,009,533円と多額になっていた。(土木建築部所管)

(2) 公の施設に関するもの

ア 公益財団法人沖縄県平和祈念財団では、平和の礎の指定管理運営において、基本協定書第4条に基づき、指定管理料の支払いは支払計画を県と協議の上決定することと規定されているが、協議がされていなかった。(環境生活部所管)

イ 沖縄熱帯植物管理株式会社では、指定管理運営が適正でないものが次のとおりであった。

(7) 基本協定書第18条に基づき、消防法に規定された防火管理者の選任・届出、消防計画の作成及び消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行っていないかった。

(1) 基本協定書第21条に基づき、県の所有に帰属する備品については備品台帳を作成し適正に管理しなければならぬが、備品台帳を作成していないかった。(農林水産部所管)

2 監査所見

(1) 会計事務等の適正化について

財政的援助団体等の会計事務や契約事務などにおいて、法人市民税で不経済な支出となっているもの、契約事務が適正でないもの、未収金の徴収に努力を要するものがあった。

また、留意改善を要する事項のほかに、給与規程等に不備があるもの、手当等の支払根拠が整備されていないもの等があった。

各団体においては、規程等の整備を図り、適正な会計事務等を行うとともに、執行体制の強化に努める必要がある。

県は、各団体における規程の整備状況を確認するとともに、会計事務等の現状把握に努め、適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している施設において、指定管理料支払いの協議がされていないもの、消防訓練等を実施していないもの、備品の管理が適正でないものがあった。

指定管理者は、公の施設の運営にあたり、基本協定に定められた事項を遵守し、多くの県民が利用するものであることから、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など定められた事項を適切に実施する必要がある。

県は、指定管理者制度の効果及び運営のあり方等について絶えず検証・評価を行うとともに、基本協定事項の実施状況等の把握に努め、安全性が確保され、導入目的が十分達成されるよう指導・監督に努めていただきたい。

(3) 基本財産等の運用について

県が出資している34団体のうち、基本財産等を外国債(仕組み債)で運用しているのは10団体で、投資総額は112億4,325万2千円である。

運用状況を前年度と比較すると、受取利息がゼロとなっていたものが12件33億5,987万5千円から、5件7億5,987万5千円に改善されている。また、投資期間20年以上の長期の投資が35件83億8,281万5千円から、31件73億5,135万5千円に減少している。

しかしながら外国債(仕組み債)は、依然として長期の運用期間のものが多く、資金の流動性が低い等のリスクを伴っている。

また、受取利息がゼロとなるものや元本割れのおそれのあるものなど、利率や満期償還額が為替相場や株価の水準により変動するリスクの高い金融商品となっている。

このことから、外国債(仕組み債)を運用する場合のリスクを理事会等で十分検討し、商品内容を把握するために外部専門家の助言を得るなど、慎重な判断を行っていく必要がある。

県においては、引き続き各団体の資金運用状況を的確に把握するとともに、安全かつ確実な資金運用がなされるよう、指導・監督に努めていただきたい。

(4) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう、常に健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等の自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう、常に適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対し、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にするとともに、実地調査などのモニタリングを定期的に行うなど、適切な指導・監督に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

学校法人 昭和薬科大学
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校(小学校、中学校、高等学校及び幼稚園)を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当大学は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成24年5月1日現在における生徒数は中学校が653人、高等学校が653人となっている。

2 補助事業の内容

平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金(一般補助)	800,039,567	332,100,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金(特別補助)	6,865,266	1,441,000	人件費、教育研究経費
結核健康診断予防接種事業補助金	162,435	73,224	予防接種経費
合計	807,067,268	333,614,224	

3 収支状況について

平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科目	入		出		
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	333,614	41.3	人件費	654,699	81.1
その他の収入	473,453	58.7	その他の支出	152,368	18.9
合計	807,067	100.0	合計	807,067	100.0

学校法人 尚学学園
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当学園は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成 24 年 5 月 1 日現在における生徒数は中学校が 845 人、高等学校が 1,144 人となっている。

2 補助事業の内容

平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	1,149,089,649	498,332,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	30,290,762	1,800,000	人件費、教育研究経費 管理経費
結核健康診断予防接種事業補助金	274,890	123,918	結核予防費
合 計	1,179,655,301	500,255,918	

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		出	
	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	500,256	42.4	771,508	65.4
その他の収入	679,399	57.6	408,147	34.6
合 計	1,179,655	100.0	1,179,655	100.0

学校法人 興南学園
(補助金)

1 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当学園は県内に中学校及び高等学校を設置しており、平成 24 年 5 月 1 日現在における生徒数は中学校が 343 人、高等学校が 838 人となっている。

2 補助事業の内容

平成 24 年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	667,134,000	340,739,000	人件費、教育研究経費、 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	1,493,274	774,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立高等学校授業料軽減費 補助金	2,494,800	2,494,800	授業料軽減事業
合 計	671,122,074	344,007,800	

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		出	
	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	344,008	51.3	534,230	79.6
その他の収入	327,114	48.7	136,892	20.4
合 計	671,122	100.0	671,122	100.0

公益財団法人 沖縄県文化振興会
(出資・補助金・公の施設の管理者)

1 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の普及、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県の文化、学術、教育振興に寄与することを目的として、平成5年3月に設立された。県は、「沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から沖縄県公文書館の管理を行わせている。

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 文化活動支援助成事業
- (2) 沖縄県芸術文化祭開催事業
- (3) おきなわ文学賞事業
- (4) 沖縄古語保存記録事業
- (5) 地域の伝統文化継承支援事業
- (6) 沖縄文化活性化・創造発信支援事業
- (7) 公文書館業務委託事業
- (8) 沖縄県公文書館指定管理事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに、補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金 360,256,100 円のうち、342,073,000 円、95.0 %を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県文化振興会運営費補助金	16,571,275	16,571,275	人件費、管理費

(単位：円)

- (3) 指定管理料の交付
県が「沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、221,588,000 円となっている。

3 収支状況について

平成24年度の補助事業及び指定管理料に係る収支状況は次のとおりである。

収 入		支 出			
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	16,571	7.0	人件費	131,385	56.9
指定管理料収入	221,588	93.0	管理費	99,332	43.1
合 計	238,159	100.0	合 計	230,717	100.0

(単位：千円、%)

4 財政状態について

平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	91,566	18.4	流動負債	30,307	6.1
現金預金	60,708	12.2	未払金	24,240	4.9
未収入 (商品)	19,155	3.9	預り金	1,631	0.3
貯蔵品	11,703	2.3	賞与引当金	4,436	0.9
固定資産	405,487	81.6	固定負債	21,231	4.3
基本財産	360,256	72.5	退職給付引当金	21,231	4.3
特定資産	45,231	9.1	負債合計	51,538	10.4
			正味財産	445,515	89.6
			指定正味財産 (うち基本財産)	360,256	72.5
			一般正味財産	85,259	17.1
資 産 合 計	497,053	100.0	負債及び正味財産合計	497,053	100.0

5 外国債の運用状況

平成24年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

投 資 額	平成24年度		投資期間	時 価	評価損益	備 考
	受取利息	運用利率				
99,650	1,232	1.23 %	20年	101,346	1,696	
49,875	0	0 %	30年	35,750	△ 14,125	
100,000	4,330	4.33 %	30年	102,490	2,490	
100,000	4,438	4.43 %	20年	91,250	△ 8,750	
計 349,525	10,000		-	330,836	△ 18,689	

(単位：千円)

株式会社 J Aおきなわ南大東 S S
(補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。
当社は、南大東島で石油製品を販売している。

2 補助事業の内容

平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	60,507,913	60,507,913	石油製品の輸送等の経費

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	60,508	100.0	積地荷役料 海上運賃 揚地荷役料 倉入料		9,977 37,983 11,013 1,535	16.5 62.8 18.2 2.5
合 計	60,508	100.0	合 計		60,508	100.0

有限会社 北大東石油商会
(補助金)

1 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。
当社は、北大東島で石油製品を販売している。

2 補助事業の内容

平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	66,441,210	66,441,210	石油製品の輸送等の経費

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
県補助金収入	66,441	100.0	積地荷役料 海上運賃 揚地荷役料 倉入料		11,210 39,919 13,233 2,079	16.9 60.1 19.9 3.1
合 計	66,441	100.0	合 計		66,441	100.0

公益社団法人 沖縄県トラック協会
(補助金)

1 補助の目的

県は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争により貨物自動車運送事業の健全な発展を促進し、輸送の安全を確保することによって地域経済の発展及び公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の連絡協同並びに緊密化を図ることを目的とする当法人に対し、営業用トラックの輸送コストの上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため、適正化事業等について補助金を交付している。

なお、当法人の平成 25 年 3 月末現在における会員数は 741 事業者 (法人 311 社、個人 430 者) となっている。

2 補助事業の内容

平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
運輸事業振興助成補助金	88,152,000	88,152,000	輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化の防止その他環境の保全に関する事業、適正化事業、共同利用に供する施設の設定又は運営に関する事業、緊急物資輸送体制整備事業、近代化基金造成事業、出損事業

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		出		
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入	88,152	100.0	輸送の安全確保事業 サービスの改善向上事業 環境保全事業 適正化事業 共同利用施設設置運営 緊急物資輸送体制整備 近代化基金造成事業 出損事業	16,199 5,533 1,580 18,780 18,184 1,338 4,500 22,038	18.4 6.3 1.8 21.3 20.6 1.5 5.1 25.0
合 計	88,152	100.0	合 計	88,152	100.0

旭橋都市再開発株式会社
(出資・補助金)

1 事業の概要

当社は、都市再開発法第 2 条の 2 第 3 項に基づく市街地再開発事業 (モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業) を実施するため、平成 15 年 9 月に設立された。

平成 24 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) A 街区 (北地区) の事業実施に向けた調査、協議
- (2) 事業者等の誘致活動
- (3) 駐車場賃貸事業

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 資本金の出資
資本金 9,600,000 円のうち、4,850,000 円、50.5 % を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県市街地再開発事業補助金	75,208,500	50,139,000	工事費

3 収支状況について

平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	入		出		
	金額	構成比	金額	構成比	
県補助金収入 会社負担金	50,139 25,069	66.7 33.3	工事費	75,208	100.0
合 計	75,208	100.0	合 計	75,208	100.0

4 財政状態について
平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目		金 額		構成比		金 額		構成比	
		(単位：千円、%)							
流動資産	流動負債	327,955	273,454	42.9	35.7				
現金預金	未払金	298,532	174,426	39.0	22.8				
未収入金	未払法人税等	15,953	61,905	2.1	8.1				
その他の流動資産	その他の流動負債	13,470	37,123	1.8	4.8				
	固定負債		394,406		51.6				
固定資産	長期借入金	436,783	389,807	57.1	51.0				
建物	預り敷金	267,418	4,599	35.0	0.6				
土地	負債合計	133,928	667,860	17.5	87.3				
その他の資産	純資産合計	101,318	96,878	13.2	12.7				
減価均累計額	資本金	△ 65,881	9,600	△ 8.6	1.3				
	利益剰余金		87,278		11.4				
資 産 合 計	負債及び純資産合計	764,738	764,738	100.0	100.0				

公益財団法人 おきなわ女性財団
(出資)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年に設立された。平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- (2) 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- (3) 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- (4) 女性団体交流ネットワーク事業
- (5) 女性の指導者育成事業
- (6) 女性情報の収集及び提供に関する事業
- (7) 女性問題等に関する相談事業
- (8) 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本金 390,127,341 円のうち、250,000,000 円、64.1 %を出資している。

3 財政状態について

平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	36,175	8.4	流動負債	7,363	1.7
現金預金	31,223	7.2	未払金	5,741	1.3
未収入金	4,556	1.1	預かり金	760	0.2
立替金	396	0.1	その他の流動負債	862	0.2
固定資産	396,300	91.6	固定負債	0	0
基本財産	390,127	90.2	負債合計	7,363	1.7
その他の固定資産	6,173	1.4			
			正味財産	425,112	98.3
			指定正味財産	390,127	90.2
			(うち基本財産)	(390,127)	(90.2)
			一般正味財産	34,985	8.1
資 産 合 計	432,475	100.0	負債及び正味財産合計	432,475	100.0

公益財団法人 沖縄県平和祈念財団
(補助金・公の施設の指定管理者)

4 外国債の運用状況
平成 24 年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

(単位：千円)

投資額	平成 24 年度		投資期間	時 価	評価損益	備 考
	受取利息	運用利率				
100,000	4,500	4.5 %	30 年	69,960	△ 30,040	

1 事業の概要

当法人は、沖縄県戦没者の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和 32 年 10 月 10 日に発足し、昭和 35 年 6 月に財団法人となった。昭和 47 年に財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会、平成 18 年 7 月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称している。

果は、「沖縄県都市公園条例」第 17 条及び「沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例」第 13 条の規定により、当法人を指定管理者として平成 18 年度から平和祈念公園及び平和の礎の管理を行わせている。

- 平成 24 年度に行った主な事業は次のとおりである。
- (1) 戦没者の慰霊顕彰に関する事業
 - (2) 霊域の維持管理及び清掃管理受託に関する事業
 - (3) 沖縄県平和祈念資料館業務受託に関する事業
 - (4) 平和の礎及び平和祈念公園指定管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

果は、当法人に対して次とおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県援護事業補助金	28,238,000	7,083,000	戦跡慰霊の清掃管理事業

(2) 指定管理料の交付

果が、「平和祈念公園の管理に関する年度協定書」第 3 条及び「平和の礎の管理に関する協定書」第 4 条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、平和祈念公園 34,740,000 円、平和の礎 20,192,000 円、合計で 54,932,000 円となっている。

また、「平和祈念公園の管理に関する基本協定書」第 38 条第 3 項により、当法人に対し交付した追加的経費は 4,465,419 円となっている。

なお、平成 24 年度の施設利用収入額は平和祈念公園 133,690 円となっている。

社会福祉法人 美原福祉会
(補助金・公の施設の指定管理者)

3 収支状況について
平成24年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
補助事業	補助事業	28,238	31.8	補助事業		28,238	33.8
県補助金収入	人件費	7,083	8.0	人件費		20,485	24.5
その他の収入	委託料等	21,155	23.8	委託料等		7,753	9.3
指定管理料収入	平和祈念公園	54,932	61.8	平和祈念公園		35,448	42.4
平和祈念公園	人件費	34,740	39.1	人件費		7,985	9.6
平和の礎	委託費	20,192	22.7	委託費		18,897	22.6
	光熱水費			光熱水費		2,618	3.1
追加的経費	その他	4,465	5.0	その他		5,948	7.1
平和祈念公園		4,465	5.0				
施設利用料収入	平和の礎	134	0.2	平和の礎		19,847	23.8
平和祈念公園	人件費	134	0.2	人件費		10,677	12.8
	委託費			委託費		5,980	7.2
自主事業収入	その他	1,027	1.2	その他		3,190	3.8
平和祈念公園		1,027	1.2				
合 計		88,796	100.0	合 計		83,533	100.0

1 事業の概要
当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に設立され、障害者支援施設、保育所などを設置運営している。
県は、「沖縄県立社会福祉施設設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成20年度から沖縄県立石嶺児童園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容
県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。
(1) 補助金の交付
平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。
(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
安心子ども基金事業補助金	2,225,047	2,225,000	補助職員の人件費
沖縄県産休等代替職任用事業補助金	176,800	176,800	産休代替職員の人件費
合 計	2,401,847	2,401,800	

(2) 指定管理料の交付
県が「沖縄県立石嶺児童園の管理運営に関する年度協定書」第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は236,793,703円となっている。

3 収支状況について
平成24年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収		入		支		出	
科	目	金額	構成比	科	目	金額	構成比
指定管理料		236,794	98.3	人件費		157,038	63.1
県補助金収入		2,402	1.0	事業費		70,503	28.3
その他の収入		1,772	0.7	事務費		21,426	8.6
合 計		240,968	100.0	合 計		248,967	100.0

公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議
(補助金)

- 1 補助の目的
県は、青少年育成国民運動の推進を図ることを目的として、当法人が実施する青少年健全育成対策、青少年交流体験事業等にかかる運営費及び事業費を補助している。
- 2 補助事業の内容
平成 24 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県青少年健全育成対策費補助金	12,940,623	7,925,000	県民会議運営費 推進指導員設置活動費
沖縄県青少年交流体験事業費補助金	16,805,996	6,769,000	少年の主張地方大会 青少年フレンドシップ イン九州
合 計	29,746,619	14,694,000	

- 3 収支状況について
平成 24 年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	構成比	
県補助金収入	14,694	49.4	人件費	9,308	31.3	
その他の収入	15,053	50.6	管理費	2,559	8.6	
			交流体験事業費	16,806	56.5	
			その他の経費	1,074	3.6	
合 計	29,747	100.0	合 計	29,747	100.0	

財団法人 沖縄県看護学術振興財団
(出資)

- 1 事業の概要
当財団は、沖縄県における看護水準の向上を図るため、看護領域及びその関連領域に係る学術研究の振興等を支援するとともに、看護、医療及び介護等に携わる者及び県民にその研究成果の普及を図り、もって沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的として、平成 13 年 3 月に設立された。
平成 24 年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 運営管理に関する事業
(2) 寄附行為に定める事業
- 2 財政的援助等の内容
県は、当財団に対して基本財産 76,435,000 円のうち 75,000,000 円、98.1 %を出資している。
- 3 財政状態について
平成 24 年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
流動資産	7,020	8.4	正味財産	83,855	100.0
普通預金	420	0.5	指定正味財産	76,435	91.2
定期預金	6,600	7.9	(うち基本財産)	(76,435)	(91.2)
固定資産	76,835	91.6	一般正味財産	7,420	8.8
基本財産	76,435	91.2			
その他の固定資産	400	0.5			
資 産 合 計	83,855	100.0	負債及び正味財産合計	83,855	100.0

沖縄県森林組合連合会
(公の施設の指定管理者)

- 事業の概要**
県は、「沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行わせている。
- 財政的援助等の内容**
県が「沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書」第3条に基づいて、当会に対し交付した指定管理料は、30,975,000円となっている。
なお、平成24年度の沖縄県平和創造の森公園の施設利用収入額は158,300円となっている。
- 収支状況について**
平成24年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収	入		支		出
	科 目	金 額	構 成 比	科 目	
指定管理料収入	30,975	98.4	人件費	17,060	54.7
施設利用料収入	158	0.5	委託料	4,014	12.9
自主事業	352	1.1	光熱水費	3,289	10.5
			その他の経費	6,828	21.9
合 計	31,485	100.0	合 計	31,191	100.0

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社
(出資・補助金)

- 事業の概要**
当公社は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化学業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。
平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 食肉価格安定等特別対策事業
(2) 養豚経営安定対策事業
(3) 畜産振興事業
(4) 沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業
(5) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
- 財政的援助等の内容**
県は、当公社に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。
(1) 基本金の出資
基本金 702,850,000 円のうち、602,850,000 円、85.8 %を出資している。
(2) 補助金の交付
平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。
(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県地域肉豚生産安定基金造成事業補助金	230,855,800	23,745,168	地域肉豚生産安定基金造成事業
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	222,704,000	2,846,160	肥育経営者に対する補てん金交付
合 計	453,559,800	26,591,328	

- 収支状況について**
平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収	入		支		出
	科 目	金 額	構 成 比	科 目	
県補助金収入	26,591	5.9	基金造成費	453,560	100.0
機構補助金	167,028	36.8			
生産者積立金	244,111	53.8			
公社負担	15,830	3.5			
合 計	453,560	100.0	合 計	453,560	100.0

4 財政状態について
平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	(単位：千円、%)	
						金 額	構成比
流動資産			流動負債	1,647,810	8.1		
現金預金	1,472,578	7.3	未払金	1,626,821	8.0		
未収金	274,728	1.4	その他の流動負債	20,989	0.1		
その他の流動資産	6,761	0.0	固定負債	2,297,428	11.4		
固定資産	18,469,854	91.3	基金	382,711	1.9		
基本財産	827,898	4.1	生産者積立金	1,858,743	9.2		
特定資産	17,598,869	87.0	準備積立金	55,974	0.3		
その他の固定資産	43,087	0.2	負債合計	3,945,238	19.5		
資産合計	20,223,921	100.0	正味財産	16,278,683	80.5		
			指定正味財産	15,978,857	79.0		
			(うち基本財産)	(724,436)	(3.6)		
			一般正味財産	299,826	1.5		
			(うち基本財産)	(103,462)	(0.5)		
資産合計	20,223,921	100.0	負債及び正味財産合計	20,223,921	100.0		

沖縄県漁業信用基金協会
(出資)

- 事業の概要
当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証し、中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和48年8月10日に設立された。
経営収支は、当期利益金26,479千円となっている。
保証業務は、年度内保証実績674,440千円(61件)で、年度末保証残高は4,501,807千円(817件)となっている。
求債権は、年度内代位弁済実績42,943千円(8件)で、年度末求債権残高182,285千円(17件)となっている。
- 財政的援助等の内容
原は、当法人に対して基本金945,850,000円のうち295,950,000円、31.3%を出資している。
- 財政状態について
平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	528,784	8.2	流動負債	304,981	4.7
現金及び預金	399,342	6.2	1年以内返済予定長期借入金	226,800	3.5
有価証券	90,000	1.4	前受収益	60,704	0.9
前払費用	15,907	0.2	未払費用	9,979	0.2
未収収益	22,641	0.4	賞与引当金	1,500	0.0
その他の流動資産	894	0.0	その他の流動負債	5,998	0.1
固定資産	1,401,099	21.8	固定負債	592,117	9.2
有形固定資産	18,766	0.3	長期借入金	261,800	4.1
投資その他の資産	1,382,333	21.5	繰付準備金	117,527	1.8
保証債務見返	4,501,808	70.0	引当金	47,254	0.7
			特別準備金	165,536	2.6
			特別法上の準備金	12,321	0.2
			保証債務	4,501,807	70.0
			負債合計	5,411,226	84.1
資産合計	6,431,691	100.0	純資産合計	1,020,465	15.9
			(うち基本金)	(945,850)	(14.7)
負債及び純資産合計	6,431,691	100.0			

5 外国債の運用状況

平成24年度末の外国債の運用状況は次のとおりである。

投資額	平成24年度		投資期間	時 価	評価損益	備 考
	受取利息	運用利率				
1,000,000	3,138	0.31%	30年	808,200	△191,800	
1,000,000	13,200	1.32%	30年	916,290	△83,710	
97,500	762	0.76%	26年9月	92,560	△4,940	
100,000	0	0%	30年	61,070	△38,930	
100,266	900	1.44%	1年	100,193	△73	
300,600	3,020	1.15%	1年	300,357	△243	
300,000	3,083	1.37%	3年	298,590	△1,410	
300,000	3,530	1.38%	3年	301,236	1,236	
300,000	4,733	1.85%	2年	301,500	1,500	
25,000	200	1.60%	2年	24,588	△412	
計 3,523,366	32,566			3,204,584	△318,782	

財団法人 沖縄県水産公社
(出資)

1 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業を推進し、併せて関連産業の振興を図り、もって本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利の向上に寄与することを目的に、昭和56年1月に設立された。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 市場事業
- (2) 給水事業
- (3) 給油事業
- (4) 冷蔵冷蔵保管事業
- (5) 漁港管理事業
- (6) 漁港使用固専務受託

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して、基本金319,000,000円のうち、250,000,000円、78.4%を出資している。

3 財政状態について

平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	19,325	3.6	流動負債	174,733	32.7
現金預金	4,574	0.8	短期借入金	167,300	31.4
未収入金	14,751	2.8	未払金	1,321	0.2
固定資産	514,297	96.4	預り金	6,112	1.1
基本財産	311,380	58.4	固定負債	68,295	12.8
特定資産	68,295	12.8	退職給付引当金	68,295	12.8
その他の固定資産	134,622	25.2	負債合計	243,028	45.5
			正味財産	290,594	54.5
			指定正味財産	426,444	79.9
			(うち基本財産)	(311,380)	(58.4)
			一般正味財産	△135,850	△25.4
資 産 合 計	533,622	100.0	負債及び正味財産合計	533,622	100.0

4 外国債の運用状況

平成24年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

(単位：千円)

投資額	平成24年度		投資期間	時 価	評価損益	備 考
	受取利息	運用利率				
100,000	1,330	1.33%	29年11月	95,420	△4,580	

沖縄熱帯植物管理株式会社
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当社を指定管理者として平成24年度から沖縄県民の森の管理を行わせている。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 県民の森の利用の許可に関する業務
- (2) 県民の森の利用料金の収受に関する業務
- (3) 県民の森の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が「沖縄県民の森の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて、当社に対し交付した指定管理料は21,740,000円となっている。

なお、平成24年度の沖縄県民の森の施設利用収入額は3,370,058円となっている。

3 収支状況について

平成24年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出				
	金 額	構成比			
指定管理料収入	21,740	84.0	人件費	15,932	61.6
施設利用料収入	3,370	13.0	事務費	1,232	4.8
その他の収入	762	3.0	その他の経費	8,709	33.6
合 計	25,872	100.0	合 計	25,873	100.0

沖繩自由貿易地域管理運営共同企業体
(公の施設の指定管理者)

- 事業の概要
県は、「沖繩自由貿易地域及び沖繩特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」第3条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成19年度から沖繩自由貿易地域の管理を行わせている。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 施設の維持管理等に関する業務
(2) 入居企業の支援に関する業務
(3) その他管理運営業務に附帯する業務
- 財政的援助等の内容
県が「沖繩自由貿易地域の管理運営に関する年度協定書」第5条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、53,567,000円となっている。

- 収支状況について
平成24年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
指定管理料収入	53,567	100.0	人件費 光熱水費 委託料 施設管理費 その他の経費	10,248 2,199 2,423 33,033 4,774	52,677	19.5 4.2 4.6 62.7 9.0
合 計	53,567	100.0	合 計	52,677	52,677	100.0

那覇商工会議所
(補助金)

- 補助の目的
県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営改善発達を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業者経営支援事業費補助金を交付している。
また、地域経済の活性化と安定的な発展、沖繩県の雇環境の改善を図ることを目的に、各種補助金を交付している。
- 補助事業の内容
平成24年度における沖繩県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業者経営支援事業費補助金	108,251,614	96,954,921	補助対象職員の設置費 指導事業費等
創業力・経営力向上支援事業補助金	22,782,258	21,255,000	経営向上塾開催費 創業7ト8行一の設置 会場費・舞台設置費
日本商工会議所青年部全国大会開催補助金	19,302,950	6,000,000	
沖繩雇用・経営基盤強化事業補助金	529,660	528,000	経営強化指導事業費
合 計	150,866,482	124,737,921	

- 収支状況について
平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算
(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金額	構成比	科 目	金額	金額	構成比
県補助金収入 その他の収入	124,738 26,128	82.7 17.3	小規模事業者経営支援事業費 創業力・経営力向上支援事業 日本商工会議所青年部第32 回全国沖繩那覇大会 沖繩雇用・経営基盤強化事業	108,251 22,782 19,303 530	150,866	71.8 15.1 12.8 0.3
合 計	150,866	100.0	合 計	150,866	150,866	100.0

沖繩商工会議所
(補助金)

1 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営改善発達を支援する事業を行うことにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、小規模事業経営支援事業費補助金を交付している。

また、沖縄県における厳しい雇用環境に鑑みて、一定の事業規模を有する商工業者の経営基盤を強化し、廃業率を低下させ、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的として、沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業経営支援事業費補助金	60,124,797	54,019,984	補助対象職員の設置費 指導事業費等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	404,915	308,000	経営強化指導事業費
合計	60,529,712	54,327,984	

(単位：円)

3 収支状況について

平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

科目	入		支		出	
	金額	構成比	科目	金額	構成比	
県補助金収入	54,328	89.8	補助対象職員の設置費	48,947	80.9	
その他の収入	6,202	10.2	指導事業費	9,395	15.5	
			資質向上対策事業費	604	1.0	
			小規模事業施策普及費	200	0.3	
			経営安定特別相談事業費	979	1.6	
			経営強化指導事業費	405	0.7	
合計	60,530	100.0	合計	60,530	100.0	

(単位：千円、%)

文化の杜共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当企業体は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理業務受注を目的として平成19年4月に設立された。県は、「沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例」第4条の規定に基づき、当企業体を指定管理者として平成19年11月から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- 施設設備の保守点検や清掃などの施設の維持管理、展示会などの広報宣伝
- 美術館の企画展の一部(年間3本)の企画・実施
- 県が企画し、作成したプログラムに基づく教育普及事業の実施

2 財政的援助等の内容

県が、「沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書」第4条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、295,427,000円となっている。

なお、平成24年度の利用料金収入は81,533,294円となっている。

3 収支状況について

平成24年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

科目	入		支		出	
	金額	構成比	科目	金額	構成比	
指定管理料	295,427	68.5	管理運営費	401,802	93.2	
利用料金収入	81,533	18.9	自主事業支出	29,312	6.8	
自主事業収入	53,501	12.4	雑損失	225	0.0	
雑収入	1,097	0.2				
合計	431,578	100.0	合計	431,339	100.0	

(単位：千円、%)

公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団
(出資)

1 事業の概要

当法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等の沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じてアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的として平成13年4月25日に設立された。

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 組踊等沖縄伝統芸能等の公開に関すること（自主公演：29公演）
- (2) 組踊の立方、地方の伝承者養成に関すること
- (3) 組踊等沖縄伝統芸能等に関する調査研究、資料収集・利用に関すること
- (4) 伝統芸能を通じてアジア・太平洋地域との交流に関すること
- (5) 国立劇場おきなわの施設の管理運営

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本金100,000,000円のうち、62,840,000円、62.8%を出資している。

3 財政状態について

平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	111,701	49.9	流動負債	78,511	35.1
現金預金	94,519	42.2	未払金	66,717	29.8
未収金	16,513	7.4	未払消費税	4,359	1.9
その他の流動資産	669	0.3	その他の流動負債	7,435	3.3
固定資産	112,238	50.1	固定負債	12,238	5.5
基本財産	100,000	44.6	退職給付引当金	12,238	5.5
特定資産	12,238	5.5	負債合計	90,749	40.5
			正味財産	133,190	59.5
			指定正味財産	100,000	44.7
			(うち基本財産)	(100,000)	(44.7)
			一般正味財産	33,190	14.8
資 産 合 計	223,939	100.0	負債及び正味財産合計	223,939	100.0

(単位：千円、%)

公益財団法人 沖縄県体育協会
(補助金)

1 補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当財団の行う事業並びに運営に要する経費に補助金を交付している。
また、スポーツアイランド構想の形成を推進するために、スポーツ・アイランド拠点会館（仮称）設立に要する経費に対し、補助金を交付している。

2 補助事業の内容

平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づき補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県社会体育活動費補助金	99,618,658	78,962,000	運営費 事業費 県民体育大会事業 競技力向上対策事業 スポーツ少年団育成事業 スポーツ医・科学研究事業
沖縄スポーツアイランド拠点会館 (仮称) 整備事業補助金	7,962,150	6,369,000	事業費 委託料
合 計	107,580,808	85,331,000	

3 収支状況について

平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出 金 額	構成比
	金 額	構成比	科 目	金 額		
県補助金収入	85,331	79.3	運営費	38,306	35.6	
その他の収入	22,250	20.7	事業費	61,313	57.0	
			県民体育大会事業	16,349	15.2	
			競技力向上対策事業	37,021	34.4	
			スポーツ少年団育成事業	7,663	7.1	
			スポーツ医・科学研究事業	280	0.3	
			沖縄スポーツアイランド拠点 会館(仮称) 整備事業	7,962	7.4	
合 計	107,581	100.0	合 計	107,581	100.0	

沖縄県緑化種苗協同組合
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当組合は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、互いに協調し、連携して経済活動をすることを目的に設立された。
県は、「沖縄県都市公園条例」第17条の規定により、当組合を指定管理者として平成24年度から名護中央公園、浦添大公園、浦添大公園及びパンナ公園の管理を行わせている。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 名護中央公園の管理運営事業
- (2) 浦添大公園の管理運営事業
- (3) パンナ公園の管理運営事業

2 財政的援助等の内容

県が「名護中央公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項、「浦添大公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項及び「パンナ公園の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、名護中央公園 22,500,000 円、浦添大公園 26,500,000 円、パンナ公園 43,500,000 円、合計で 92,500,000 円となっている。
なお、平成24年度の当組合の施設利用収入額は、名護中央公園 28,410 円、浦添大公園 73,500 円及びパンナ公園 311,670 円、合計で 413,580 円となっている。

3 収支状況について

平成24年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	入		支 目	出	
	金額	構成比		金額	構成比
指定管理料収入	92,500	87.1	人件費	37,622	36.8
名護中央公園	22,500	21.2	公園管理費等	64,643	63.2
浦添大公園	26,500	25.0			
パンナ公園	43,500	41.0			
施設利用料収入	414	0.4			
名護中央公園	28	0.0			
浦添大公園	74	0.1			
パンナ公園	312	0.3			
その他収入	13,281	12.5			
合 計	106,195	100.0	合 計	102,265	100.0

財団法人 沖縄県建設技術センター
(出資)

1 事業の概要

当法人は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質の確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として昭和58年3月に設立され、県、市町村、民間に対して研修事業、建設材料試験事業、試験研究調査受託事業等の公益及び収益事業を実施している。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 公益事業
ア 研修事業 イ 建設材料試験受託業務 ウ 建設リサイクル資材試験・認定業務 エ 研究事業
- (2) 収益事業 (受託事業)
ア 開発情報関連業務 イ 企画・調査関連業務 ウ 公共施設管理業務 エ 総合的技術支援業務 オ 住宅建築関連業務 カ 構造計算適合性判定業務 キ 調査研究受託業務

2 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産 30,000,000 円のうち、18,000,000 円、60.0 % を出資している。

3 財政状態について

平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
流動資産	242,616	37.9	流動負債	96,812	15.1
現金預金	68,113	10.6	未払金	92,481	14.4
その他の流動資産	174,503	27.2	預り金	4,331	0.7
固定資産	398,175	62.1	固定負債	15,166	2.4
基本財産	30,000	4.7	退職給付引当金	15,166	2.4
特定資産	351,889	54.9	負債合計	111,978	17.5
その他の固定資産	16,286	2.5	正味財産合計	528,813	82.5
			指定正味財産	30,000	4.7
			(うち基本財産)	(30,000)	(4.7)
			一般正味財産	498,813	77.8
資 産 合 計	640,791	100.0	負債及び正味財産合計	640,791	100.0

沖繩県住宅供給公社
(出資・貸付金・公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

当公社は、昭和 41 年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和 47 年 5 月 15 日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づき公社に移行し、昭和 47 年 8 月 10 日に「沖繩県住宅供給公社」として発足している。

当公社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行っているが、昭和 53 年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。

県は、「沖繩県営住宅の設置及び管理に関する条例」第 65 条の規定により、当公社を指定管理者として平成 18 年度から県営住宅（本島北部、中部、南部地区）の管理を行わせている。

平成 24 年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 住宅等の管理
 - ① 賃貸住宅 6 団地 527 戸等の管理業務
 - ② 分譲住宅 12 団地 38 戸の割賦金収入の管理業務
 - ③ 分譲住宅 8 団地 50 戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
- (2) 豊見城団地地区住宅地区改良事業
- (3) 豊見城団地 A 棟断地活用事業
- (4) 受託業務
 - ① 県営住宅管理業務
 - ② 県営住宅建物明渡し強制執行業務
 - ③ 教職員住宅管理業務
 - ④ 県職員住宅管理業務
 - ⑤ 嘉手納町営住宅管理業務
 - ⑥ 豊見城市改良住宅管理業務
 - ⑦ 浦添市営住宅管理業務
 - ⑧ うるま市営住宅管理業務
 - ⑨ 特定優良賃貸住宅管理業務
 - ⑩ 特定優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
 - ⑪ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
 - ⑫ 住まいの総合相談窓口業務

2 財政的援助等の内容

県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付及び指定管理料の交付を行っている。

- (1) 資本金の出資
資本金 1,014,887,500 円を全額を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成 24 年度における貸付金の状況は次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成 24 年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖繩県住宅供給公社貸付金	714,980,000	0	0	714,980,000

(単位：円)

- (3) 指定管理料の交付
県が下記の協定書第 6 条の規定により、当公社へ支払った指定管理料は、1,157,216,000 円である。

- ① 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区） 77,512,000 円
- ② 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部地区） 587,169,000 円
- ③ 沖繩県営住宅等の管理に関する基本協定書（南部地区） 492,535,000 円

3 収支状況について

平成 24 年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 入	支 出			
	金額	構成比	金額	構成比
指定管理料収入	1,157,216	100.0	1,157,717	100.0

4 財政状態について

平成 24 年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金額	構成比	科 目	金額	構成比
現金預金	1,716,584	36.0	未払金	393,873	8.3
未収金	224,192	4.7	前受金	671	0.0
前払金	1,607	0.0	預り金	23,315	0.5
その他の流動資産	342,472	7.2	その他の流動負債	20,083	0.4
貸倒引当金	△ 65,344	△ 1.4	固定負債	951,523	20.0
固定資産	2,547,863	53.4	長期借入金	714,980	15.0
貸事業資産	2,341,961	49.1	預り保証金	42,751	0.9
その他の事業資産	212,740	4.5	引当金	193,792	4.1
有形固定資産	39	0.0	負債合計	1,389,465	29.1
その他の固定資産	55,744	1.2	資本金	1,014,888	21.3
貸倒引当金	△ 62,622	△ 1.3	剰余金	2,363,021	49.6
資 産 合 計	4,767,373	100.0	負債及び資本合計	4,767,373	100.0

株式会社 沖繩ダイケン
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖繩県自動車駐車場管理条例」第3条の規定に基づき、当社を指定管理者として平成19年度から県民地下駐車場の管理を行わせている。

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 駐車場の管理運営に関する業務
- (2) 駐車場の施設の維持及び修繕に関する業務
- (3) 利用料金の収受等に関する業務

2 財政的援助等の内容

「県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書」第36条に基づき、利用料金は指定管理者の収入として収受する。また、年度協定書第5条に基づき固定納付金として年額67,584,300円を県に納付している。

3 収支状況について

平成24年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	金 額	構 成 比
施設利用料収入	93,396	97.6	固定納付金	67,584	68.3	
その他の収入	2,260	2.4	人件費	14,882	15.0	
			その他の経費	16,490	16.7	
合 計	95,656	100.0	合 計	98,956	100.0	

石垣空港ターミナル株式会社
(出資・補助金)

1 事業の概要

当社は、新石垣空港における旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビルを建設・管理運営し、空港利用者の利便性、快適性、安全性を確保することを目的に、平成21年2月に第3セクター方式により設立された。

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 国内線旅客ターミナルビル・貨物航空会社棟・貨物代理店棟竣工
- (2) 国際線ターミナルビル竣工
- (3) 新石垣空港国内線・国際線・貨物地区ターミナル供用開始 (H25.3.7～)

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金 1,680,000,000 円のうち、420,000,000 円、25.0 % を出資している。

(2) 補助金の交付

平成24年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
新石垣空港国際線旅客施設整備費 補助金	367,513,962	317,300,000	石垣空港ターミナルビル(仮称)新築工事等

3 収支状況について

平成24年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

収 科 目	入		支		出	
	金 額	構 成 比	科 目	金 額	金 額	構 成 比
県補助金収入	317,300	86.3	事業費	367,514	100.0	
石垣市補助金収入	29,099	7.9				
その他の収入	21,115	5.8				
合 計	367,514	100.0	合 計	367,514	100.0	

4 財政状態について
平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	682,621	11.5	流動負債	991,870	16.8
現金及び預金	238,002	4.0	未払金	224,654	3.8
未収金	382,971	6.5	短期借入金	700,000	11.8
売掛金	54,563	0.9	預り金	14,425	0.3
その他の流動資産	7,085	0.1	その他の流動負債	52,791	0.9
固定資産	5,104,278	86.2	固定負債	3,489,019	58.9
建物	4,720,015	79.7	長期借入金	3,460,000	58.4
機械及び装置	240,712	4.1	その他の固定負債	29,019	0.5
工具、器具及び備品	64,911	1.1	負債合計	4,480,889	75.7
構築物	59,688	1.0	株主資本	1,438,237	24.3
その他の固定資産	18,952	0.3			
繰延資産	132,227	2.3			
資 産 合 計	5,919,126	100.0	負債及び純資産合計	5,919,126	100.0

ヤンマー沖繩株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体
(公の施設の指定管理者)

1 事業の概要

県は、「沖縄県港湾管理条例」第16条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成24年度から宜野湾港マリナーナの管理を行わせている。(平成21年度から平成23年度は、当共同企業体のうちヤンマー沖繩株式会社指定管理者となっていた)

平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 宜野湾港マリナーナ施設の維持管理
- (2) マリナーナ港内の清掃業務・巡視等業務
- (3) 有料駐車場等の運営
- (4) マリナーナ給油所の運営

2 財政的援助等の内容

県が「宜野湾港マリナーナの管理に関する年度協定書」第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は58,677,000円となっている。

3 収支状況について

平成24年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	入		支		出	
	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	
指定管理料収入	58,677	84.2	人件費	32,806	48.7	
自主事業収入	10,981	15.8	警備業務料	9,991	14.8	
			光熱水道費	7,961	11.8	
			その他の支出	16,642	24.7	
合 計	69,658	100.0	合 計	67,400	100.0	

共同企業体うないシルバー人材センター
(公の施設の指定管理者)

- 1 事業の概要**
当企業体は、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の指定管理業務受注を目的として平成22年10月1日に協定を締結し設立された。
県は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第4条の規定により、当企業体を指定管理者として平成23年度から石川、玉城両青少年の家の管理を行わせている。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 管理施設の利用許可に関する業務
(2) 管理施設の利用料金の徴収に関する業務
(3) 管理施設の維持管理に関する業務
(4) 主催事業
(5) 自主事業
- 2 財政的援助等の内容**
県が、「沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書」第3条第1項に基づいて当企業体に対し交付した指定管理料は、66,544,000円となっている。
なお、平成24年度の当企業体の利用料金収入額は、沖縄県立石川青少年の家1,251,650円及び沖縄県立玉城青少年の家2,989,450円、合計で4,241,100円となっている。

- 3 収支状況について**
平成24年度の収支状況は次のとおりである。

(単位：千円、%)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料収入	66,543	人件費	28,937
石川青少年の家	33,817	石川青少年の家	15,100
玉城青少年の家	32,726	玉城青少年の家	13,837
施設利用料収入	4,242	需用費	17,102
石川青少年の家	1,252	石川青少年の家	9,123
玉城青少年の家	2,990	玉城青少年の家	7,979
自主事業収入	108	委託料	20,383
石川青少年の家	19	石川青少年の家	8,738
玉城青少年の家	89	玉城青少年の家	11,645
その他収入	4,018	使用料及び賃借料	3,912
石川青少年の家	2,234	石川青少年の家	2,337
玉城青少年の家	1,784	玉城青少年の家	1,575
		その他の経費	3,353
		石川青少年の家	1,749
		玉城青少年の家	1,604
合 計	74,911	合 計	73,687
		構成比	構成比
		100.0	100.0

公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議
(出資)

- 1 事業の概要**
当法人は、暴力団による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に設立された。
平成24年度に行った主な事業は次のとおりである。
(1) 「暴力団のいない明るい社会づくり」を目的とした広報宣伝活動
(2) 第21回暴力団追放沖縄県民大会の開催
(3) 地域・職域の暴力団排除運動の支援
(4) 不当な行為に関する相談活動
(5) 少年に対する暴力団の影響排除活動及び研修事業
(6) 暴力団からの離脱を助ける活動
- 2 財政的援助等の内容**
県は、当法人に対し次のとおり基本財産 589,334,500 円のうち 468,985,500 円、79.6 %を出資している。
- 3 財政状態について**
平成24年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	5,137	0.9	流動負債	926	0.2
現金預金	4,775	0.8	未払金	584	0.1
その他の流動資産	362	0.1	預り金	342	0.1
固定資産	590,540	99.1	固定負債	732	0.1
基本財産	589,334	98.9	退職給付引当金	732	0.1
その他の固定資産	1,206	0.2	負債合計	1,658	0.3
資 産 合 計	595,677	100.0	正味財産	594,019	99.7
			(うち基本財産)	(589,335)	(98.9)
			負債及び正味財産合計	595,677	100.0

- 4 外国債の運用状況**
平成24年度の外国債の運用状況は次のとおりである。

(単位：千円)

投 資 額	平成24年度		投資期間	時 価	評価損益	備 考
	受取利息	運用利率				
300,000	14,850	4.95 %	29年10月	298,350	△1,650	

県の出資団体ににおける外国債券の運用状況

①債券の購入年度 (単位:千円)

購入年度	件数	投資額
平成15年度以前	3件	1,800,000
平成16年度から平成20年度まで	18件	4,337,025
平成21年度	0件	0
平成22年度	5件	774,330
平成23年度	8件	1,081,031
平成24年度	14件	3,250,866
合計	48件	11,243,252

(単位:千円)

利率	件数	利息額	投資額
②平成24年度の受取利息			
ゼロ	5件	0	759,875
1パーセント未満	6件	6,007	2,557,500
1パーセント以上2パーセント未満	13件	40,600	3,041,547
2パーセント以上3パーセント未満	6件	22,180	935,380
3パーセント以上4パーセント未満	5件	17,652	578,950
4パーセント以上5パーセント未満	12件	108,703	3,270,000
5パーセント以上10パーセント未満	1件	6,500	100,000
10パーセント以上	0件	0	0
平成25年度から利息を受け取るもの	0件	-	0
合計	48件	201,642	11,243,252

平成24年度の利息額は2億164万2千円で投資額に対する割合は1.79パーセントである。

(単位:千円)

投資期間	件数	投資額
③投資期間		
10年未満	13件	3,091,897
10年以上20年未満	4件	800,000
20年以上30年未満	12件	2,006,100
30年	19件	5,345,255
合計	48件	11,243,252

運用期間が20年以上の長期にわたるものが多い。

④団体別運用状況

団体名	投資額	購入年度	受取利息	運用利率	投資期間	時価	評価損益	ゼロになる条件	財政特別	番号
一般財団法人 神郷県立学芸館振興会	①	300,000	H14	442	0.15%	30年	300,000	米ドルが80.0円以下の場合	運用利率	185.4.11 前年度
	②	88,950	H22	3,300	3.71%	22年8か月	98,982	米ドルが87.78円以下の場合	運用利率	
	③	300,000	H17	5,789	1.93%	29年5か月	244,440	米ドルが79.0円以下の場合	運用利率	
	④	200,000	H22	6,100	3.20%	29年11か月	183,720	米ドルが84.0円以下の場合	運用利率	
	⑤	100,000	H24	1,500	1.50%	30年	92,990	米ドルが72.0円以下の場合、米利の下限は0.01%	運用利率	4月購入
	⑥	50,000	H24	1,128	2.26%	29年8か月	48,780	米ドルが89.0円以下の場合	運用利率	8月購入
計	1,033,950		18,559			974,912	△ 64,038			
公益財団法人 神郷科学技術振興センター	①	100,000	H18	4,650	4.65%	29年11か月	79,990	米ドルが81.40円以下の場合	基本利率	
	②	60,000	H19	0	0%	30年	54,204	米ドルが69.0円以下に達し、米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
	計	160,000		4,650			128,194	△ 31,806		
公益財団法人 おきな女性会	①	100,000	H17	4,500	4.50%	30年	69,960	米ドルが83.0円以下の場合	基本利率	
	計	100,000		4,500			69,960	△ 30,040		
	①	70,000	H18	3,255	4.65%	29年11か月	51,793	米ドルが81.40円以下の場合	基本利率	
	②	50,000	H19	0	0%	30年	42,100	米ドルが98.5円以下、米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
公益財団法人 神郷県老人クラブ連合会	③	50,000	H19	950	1.90%	30年	36,955	米ドルが78.0円以下の場合	基本利率	
	④	90,000	H23	3,232	3.61%	30年	84,222	6ヶ月LOBORが5.0%、6ヶ月LIBORが5.5%、9ヶ月LIBORが6.0%、12ヶ月LIBORが6.5%の場合	基本利率	
	計	260,000		7,457			215,070	△ 44,930		
	①	560,000	H18	644	0.11%	30年	412,832	利払日の営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
公益財団法人 神郷県保健医療福祉事業団	②	500,000	H18	0	0%	30年	357,550	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
	③	100,000	H19	521	0.521%	30年	84,213	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
	④	500,000	H19	12,500	2.50%	30年	451,700	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	基本利率	
	⑤	500,000	H23	23,320	4.66%	25年	472,100	米ドルが80.05%以下の場合	基本利率	
	⑥	85,380	H22	2,734	2.73%	30年	97,455	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	運用利率	投資金額100円
	⑦	500,000	H15	20,065	4.01%	30年	472,245	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	運用利率	185.7.22 前年度
	⑧	500,000	H18	500	0.100%	10年	310,345	△ 189,655 * 下限0.1%	運用利率	
	⑨	100,000	H24	1,380	2.76%	30年	99,810	利払日の0営業日直前の米利の下限は0.01%の場合	基本利率	投資実行 19年度
	⑩	100,000	H23	6,500	6.50%	5年	100,000	0 * 下限1%	運用利率	185.4.11 前年度
	⑪	400,000	H24	8,920	4.46%	5年	383,600	△ 16,400 * 下限1%	運用利率	185.9.20 前年度
⑫	100,000	H24	1,700	3.40%	5年	97,180	△ 2,820 * 下限1%	運用利率		
⑬	400,000	H24	4,300	4.30%	5年	401,280	1,280 * 下限1%	運用利率	185.4.30 前年度	
⑭	500,000	H24	11,525	4.61%	5年	488,540	△ 11,460 * 下限1%	運用利率	185.8.22 前年度	
⑮	200,000	H24	4,610	4.61%	5年	195,752	△ 4,248 * 下限1%	運用利率	185.8.22 前年度	
計	5,045,380		99,159			4,424,602	△ 620,778			

債名	債種	購入 年度	平成24年度		投資期間	満期	評価利益	受取利息が ゼロになる条件	財産種別	備考
			受取利息	運用利率						
公益財団法人 神興振興会	①	1,000,000	H15	3.13%	0.31%	30年	805,200	△ 191,800	米ドルが90.46円以下の場合	運用財産
	②	1,000,000	H19	1.3%	1.32%	30年	916,290	△ 83,710	米ドルが77.50円以下の場合	運用財産
	③	97,500	H18	7.62%	2.6%	9か月	92,560	△ 4,940	陽性利益率10%未満の場合	運用財産
	④	100,000	H18	0%	0%	30年	61,070	△ 38,930	米ドルが81.50円以下又は 米ドルが105.65円以下の どちらか低い場合	運用財産
	⑤	100,265	H24	9.00%	1.44%	1年	100,193	△ 73	無し	運用財産
	⑥	300,600	H24	3.02%	1.15%	1年	300,357	△ 243	無し	運用財産
	⑦	300,000	H24	3.03%	1.37%	3年	298,590	△ 1,410	無し	運用財産
	⑧	300,000	H24	3.53%	1.33%	3年	301,236	1,236	無し	運用財産
	⑨	300,000	H24	4.73%	1.85%	2年	301,500	1,500	無し	運用財産
	⑩	25,000	H23	2.00%	1.60%	2年	24,538	△ 462	無し	運用財産
計	3,523,365					3,204,584	△ 318,782			
①	100,000	H19	1.33%	1.33%	20年11か月	95,420	△ 4,580	米ドルが82.52円以下の場合	基本財産	
計	100,000					95,420	△ 4,580			
公益財団法人 神興振興会	①	100,000	H22	3.00%	3.00%	15年	101,490	1,490	Exandが53.9円以下の場合 ※利率式=23.00%× Exand/23.58円-2%	基本財産
	②	100,000	H23	2.40%	2.41%	15年	95,500	△ 4,500	下段体が0.05%のため基本 財産となる(15年 後=11×0.15か月1.90% 基本財産)	基本財産
	③	66,031	H23	1.13%	1.72%	4年11か月	68,950	2,919	陽性利益のため基本的に ゼロにならない	基本財産
	④	100,000	H24	2.03%	2.03%	15年	113,510	13,510	Exandが50円以下の場合 利率式=3.55%× Exand/20.13円	基本財産
計	366,031					379,450	13,419			
公益財団法人 神興文化振興会	①	99,650	H17	1.23%	1.23%	20年	101,346	1,696	前年利率が0.63%-5%CISの 運用以下	基本財産
	②	49,875	H18	0%	0%	30年	35,750	△ 14,125	米ドルが99.00円以下または 米ドルが84.03円以下の場合	基本財産
	③	100,000	H23	4.33%	4.33%	30年	102,490	2,490	米ドルが10.09円以下の場合 ※利率の10%	基本財産
	④	100,000	H23	4.43%	4.43%	20年	91,250	△ 8,750	米ドルが38.25円以下の場合 ※利率の10%	基本財産
計	349,525					330,836	△ 18,689			
公益財団法人 協力団体の神興良会	①	300,000	H22	14.85%	4.95%	20年10か月	298,350	△ 1,650	米ドルが55.92円以下の場合	基本財産
	計	300,000					298,350	△ 1,650		
合 計	11,243,252					10,121,378	△ 1,121,874			

※本表は債が4分の1以上出資する法人の外国債券の保有状況を調査したものである。
 ※各債券の受取利息がゼロになる条件について、発行条件で利払日（それぞれ異なる）が設定されており、各利払日の営業日前
 （10日前など）の為替レート等が適用される。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成25年度行政監査の結果報告書

目 次

第1 行政監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査対象の機関及び公用車	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施期間	1
6 監査の実施方法	1
第2 公用車の概要	2
1 本県の公用車の状況	2
(1) 知事部局、議会事務局、議会事務局、教育局、県立学校、企業局、病院事業局	2
(2) 警察本部	4
2 所有公用車の状況	5
(1) 自動車種別及び部局別所有台数	5
(2) 経過年数	6
(3) 稼働率	7
(4) 稼働率20%未満の車両について	9
3 借上公用車の状況	11
(1) 自動車種別及び部局別所有台数	11
(2) 契約年数(通算)	12
(3) 稼働率	13
(4) 稼働率20%未満の車両について	14
(5) 借上料	16
(6) 借上料の根拠について	19
4 自家用車の公務使用状況	21
5 任意保険の加入状況	22
(1) 知事部局等	22
(2) 警察本部	24
(3) 保険料の根拠について	24
(4) 施設内において使用する車両の任意保険	25
6 燃料車種別契約の状況	28
(1) 知事部局等	28
(2) 警察本部	29
7 安全運転管理の状況	30
(1) 安全運転管理者等の選任状況	30
(2) 運行前点検等の実施状況	31
(3) 事故件数及び事故防止への取組状況	32
第3 監査の結果及び所見	36
資料 関係法令(抜粋)	38
第1 行政監査の概要	199
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、平成25年度は次のとおり監査を実施した。	
1 監査のテーマ	「公用車の運用管理及び保険等契約について」
2 監査の目的	県では、公務の能率的執行を図る上で公用車が多数配置されており、その管理は適正かつ効率的に行われる必要があることから、県の公用車の調達、活用、保険等の契約、安全管理の状況等について監査し、公用車の適正管理に資することを目的とする。
3 監査対象の機関及び公用車	監査対象機関は県の全機関とした。また監査対象とする公用車は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に県が所有し、又は借り上げている車両及び警察用車両とした。
4 監査の着眼点	監査に当たっては、主に次の着眼点に基づき実施した。 ○効率的に運用されているか。 ○購入以外の方法(リース、レンタル)による調達の状況はどうか。 ○保険契約は適切か。 ○燃料費の契約は適切か。 ○安全管理は適切か。
5 監査の実施期間	平成25年7月から同年11月までの間に監査を実施した。
6 監査の実施方法	沖縄県の全機関に対し、公用車の所有、借上、安全管理等の状況を調査した。また、調査結果を踏まえ、活用状況、保険等契約、安全管理について追加して調査を実施した。 さらに、車両の活用状況を確認するため、3機関に対して実地監査を行った。

第2 公用車の概要

1 本県の公用車の状況

- (1) 知事部局、議会事務局、教育局、県立学校、企業局、病院事業局

ア 自動車種別ごとの台数

知事部局、議会事務局、教育局、県立学校、企業局、病院事業局（以下「知事部局等」という。）において、所有及びリース・レンタル（以下「借上」という。）により運用管理されている公用車（施設内において使用する車両を除く。）は、平成25年3月31日現在で1,023台である。うち、所有車両は734台（71.7%）、借上車両は289台（28.3%）である。

道路運送車両法第3条に基づく自動車の種別（普通自動車、小型自動車、軽自動車）について見ると、普通自動車が250台（24.4%）、小型自動車が593台（58.0%）、軽自動車が139台（13.6%）、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が41台（4.0%）となっている。

表1 自動車種別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途（普通・小型）	合計	
	貨物	乗用(10人以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
分類番号(いわゆるナンバー)	1,10～19 及び100 ～199	2,20～29 及び200～ 299	3,30～39 及び300～ 399	4,640～ 49,600～ 69,400～ 489及び 600～699	57,500～ 59,700～ 79,500～ 489及び 600～699	小計 57,500～ 59,700～ 79,500～ 489及び 600～699	4,640～ 49,600～ 69,400～ 489及び 600～699	57,500～ 59,700～ 79,500～ 489及び 600～699	小計 57,500～ 59,700～ 79,500～ 489及び 600～699	3,800～89 及び500 ～899	合計	
所有	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	794
借上	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289
合計	50	30	170	250	198	395	593	24	115	139	41	1,023

※1 表1～表46において、種別、用途は道路運送車両法第3条及び同法施行規則第2条別表第1、分類番号は自動車登録規則第13条別表第2による。

※2 ※1の台数については、平成24年4月1日～平成25年3月31日の期間に所有し、又は借り上げていた車両について、監査委員事務局が独自に集計を行ったものである。

※3 表1～表46において、「構成比」欄は、四捨五入の関係上、内訳の合計と計数が一致しない場合がある。

イ 部局ごとの台数

部局ごとの運用管理台数について多い順に見ると、所有台数及び借上台数の合計がもっとも多いのは、農林水産部の345台（33.7%）、次に土木建築部の188台（18.4%）、次に福祉保健部の123台（12.0%）の順となっている。

表2 部局別台数（所有及び借上）（知事部局等）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			（特殊・の 乗用 小計 用途）	合計	
	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
知事公室	0	1	6	7	2	5	7	0	0	0	6	
総務部	0	1	6	7	1	16	17	0	20	20	44	
企画部	0	0	1	1	0	7	7	0	0	0	8	
環境生活部	1	0	10	11	4	13	17	0	0	0	20	
福祉保健部	2	1	14	17	5	39	44	0	57	57	123	
農林水産部	16	1	46	63	132	123	255	17	9	26	345	
商工労働部	4	0	2	6	1	25	26	0	0	0	32	
文化観光スポーツ部	2	0	3	5	2	4	6	0	0	0	11	
土木建築部	5	0	37	42	14	97	111	1	18	19	188	
出納事務局	0	2	17	19	1	4	5	0	0	0	24	
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	3	
教育庁	0	0	12	12	2	18	20	1	1	2	34	
県立学校	13	22	0	35	27	1	28	4	0	4	72	
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業局	7	0	7	14	6	30	36	0	0	0	51	
病院事業局	0	1	7	8	1	13	14	1	10	11	38	
合計	50	30	170	250	198	395	593	24	115	139	41	
												1,023

※表2～表46の部局別分類において、県立学校に係る分については、教育庁から除き単独で計上した。

(2) 警察本部

ア 自動車種別ごとの台数

警察本部において、所有及び借上により運用管理されている公用車は、平成25年3月31日現在で991台である。うち、所有車両は956台(96.5%)、借上車両は35台(3.5%)である。

所有車両956台のうち、警察法に基づき国庫により支弁されている警察用車両は838台(87.7%)となっている。

道路運送車両法第3条に基づく自動車(普通自動車、小型自動車、軽自動車)について見ると、普通自動車が190台(19.2%)、小型自動車が358台(36.1%)、軽自動車が51台(5.1%)、特殊の用途に供する普通自動車及び小型自動車が370台(37.3%)、小型特殊自動車及び原動機付自転車が22台(2.2%)となっている。

表3 自動車種別台数(所有及び借上)(警察本部)

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途(普通、小型)	合計							
	貨物	乗用(10人以上)以下	貨物	乗用	貨物	乗用									
分類番号 (い) 110~19 (い) 200~29 (い) 300~39 (い) 400~49 (い) 500~59 (い) 600~69 (い) 700~79 (い) 800~89 (い) 900~99	110~19 200~29 300~39 400~49 500~59 600~69 700~79 800~89 900~99	20~29 30~39 40~49 50~59 60~69 70~79 80~89 90~99	46.40~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~	57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~	46.40~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~ 49.80~	57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~ 57.50~	3,300~3,399 3,400~3,499 3,500~3,599 3,600~3,699 3,700~3,799 3,800~3,899 3,900~3,999 4,000~4,099 4,100~4,199	358 (338)							
所有	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956
(うち国庫)	(32)	(7)	(127)	(166)	(18)	(249)	(34)	(301)	(0)	(0)	(32)	(32)	(339)	(0)	(838)
借上	1	0	0	1	0	31	0	31	0	0	0	0	2	1	35
合計	34	9	147	190	22	302	34	358	12	2	37	51	370	22	991

2 所有公用車の状況

(1) 自動車種別及び部局別所有台数

知事部局等の所有台数734台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の430台(58.6%)である。次に多いのは普通自動車の194台(26.4%)、軽自動車の76台(10.4%)の順となっている。

知事部局等において、所有台数が最も多い部局は、農林水産部286台(39.0%)である。次に多い部局が福祉保健部105台(14.3%)、県立学校70台(9.5%)の順となっている。

表4 所有台数(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(特殊・小型用途)	合計
	貨物	乗用(11人以上)以下	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計		
知事公室	0	1	6	7	2	3	5	0	0	0	18
総務部	0	1	6	7	1	15	16	0	6	6	29
企画部	0	0	1	1	0	4	4	0	0	0	5
環境生活部	0	0	10	10	4	8	12	0	0	0	23
福祉保健部	2	1	14	17	5	35	40	0	43	5	105
農林水産部	16	1	36	53	124	88	212	15	5	20	286
商工労働部	4	0	2	6	1	14	15	0	0	0	21
文化観光スポーツ部	2	0	3	5	2	4	6	0	0	0	11
土木建築部	0	0	5	5	4	24	28	1	0	1	44
出納事務局	0	2	16	18	1	4	5	0	0	0	23
議会事務局	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	3
教育庁	0	0	11	11	2	18	20	1	0	1	32
県立学校	13	22	0	35	25	1	26	4	0	4	70
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	7	0	7	14	6	24	30	0	0	0	45
病院事業局	0	1	1	2	1	10	11	0	1	1	19
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	734

警察本部の所有台数956台のうち、最も多い自動車の種別は特殊の用途に用いる普通自動車及び小型自動車の368台(38.5%)である。次に多い自動車の種別は小型自動車の327台(34.2%)、普通自動車の189台(19.8%)の順となっている。

表5 所有台数(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途(普通、小型)	原動機付自転車	合計			
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	二輪				小計		
警察本部	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956

(2) 経過年数

知事部局等の所有台数734台について、登録年からの経過年数を見ると、最も多いのは「12年以上」の368台(50.1%)である。次に多いのは「9年以上12年未満」の119台(16.2%)、「6年以上9年未満」の92台(12.5%)の順となっている。

表6 経過年数別台数(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途(普通、小型)	原動機付自転車	合計	構成比(%)
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	二輪				
3年未満	3	5	6	14	9	25	34	5	17	22	6	76	10.4%
3年以上6年未満	6	5	11	22	16	20	36	3	16	19	2	79	10.8%
6年以上9年未満	6	5	20	31	25	22	47	4	5	9	5	92	12.5%
9年以上12年未満	6	6	12	24	36	35	71	5	13	18	6	119	16.2%
12年以上	23	9	71	103	92	150	242	4	4	8	15	368	50.1%
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734	100%

警察本部の所有台数956台について、登録年からの経過年数を見ると、最も多いのが「3年以上6年未満」の337台(35.3%)である。次に多いのが「9年以上12年未満」の186台(19.5%)、「6年以上9年未満」の179台(18.7%)の順となっている。

表7 経過年数別台数(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途(普通、小型)	原動機付自転車	合計	構成比(%)			
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	二輪					小計		
3年未満	8	0	31	39	3	18	1	22	3	0	2	5	52	1	119	12.4%
3年以上6年未満	20	4	51	75	1	83	13	97	3	2	9	14	148	3	337	35.3%
6年以上9年未満	2	0	19	21	6	79	7	92	5	0	10	15	48	3	179	18.7%
9年以上12年未満	1	1	17	19	9	50	10	69	1	0	13	14	81	3	186	19.5%
12年以上	2	4	29	35	3	41	3	47	0	0	3	3	39	11	135	14.1%
合計	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956	100%

(3) 稼働率

ア 1台あたり年間稼働日数及び稼働率

公用車の稼働日数を平成24年度開庁日数(250日)で除して算出した割合を稼働率と定義した。知事部局等の所有車両734台の全稼働日数は105,161日であり、1台あたり年間稼働日数は143.3日、稼働率は57.3%である。

また警察本部の所有車両956台の全稼働日数は168,817日であり、1台あたり年間稼働日数は176.6日、稼働率は70.6%となっている。

表8 稼働率(所有車両全体)

	稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台(a)/(b)	稼働率(a)/((b)*250日)*100
知事部局等	105,161	734	143.3	57.3
警察本部	168,817	956	176.6	70.6

イ 稼働率の分布

所有車両の1台あたり稼働率について、20%ごとの分布状況を集計した。なお、年度途中に取得及び廃車した車両については、月割による補正を行って算出している。

知事部局等の所有車両734台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「60%以上80%未満」の215台(29.3%)となっている。次に多いのが「40%以上60%未満」の181台(24.7%)、「80%以上」の164台(22.3%)の順となっている。

表9 1台あたり稼働率(所有)(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			構成比(%)			
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
20%未満	11	3	7	21	16	8	24	1	0	1	9	55	7.5%
20%以上40%未満	11	4	21	36	21	52	73	1	3	4	6	119	16.2%
40%以上60%未満	10	2	34	46	60	59	119	5	8	13	3	181	24.7%
60%以上80%未満	7	1	37	45	59	82	141	4	21	25	4	215	29.3%
80%以上	5	20	21	46	22	51	73	10	23	33	12	164	22.3%
合計	44	30	120	194	178	252	430	21	55	76	34	734	100%

警察本部の所有車両956台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の454台(47.5%)となっている。次に多いのが「60%以上80%未満」の147台(15.4%)、「40%以上60%未満」が129台(13.5%)となっている。

表10 1台あたり稼働率(所有)(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			構成比(%)						
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計							
20%未満	9	1	8	18	2	6	9	0	22	47	4	100	10.5%			
20%以上40%未満	9	6	17	32	4	15	12	31	1	0	12	13	36	14	126	13.2%
40%以上60%未満	4	1	40	45	6	25	8	39	2	0	1	3	40	2	129	13.5%
60%以上80%未満	5	1	24	30	7	59	8	74	2	1	1	4	39	0	147	15.4%
80%以上	6	0	58	64	4	170	0	174	7	1	1	9	206	1	454	47.5%
合計	33	9	147	189	22	271	34	327	12	2	37	51	368	21	956	100%

(4) 稼働率20%未満の車両について

ア 知事部局等

稼働率が20%未満となっている知事部局等の所有車両55台について、その理由を見ると、最も多いのは、「特殊用途」の27台(49.1%)、次に多いのが「その他」15台(27.3%)、「故障(廃車済み)」12台(21.8%)の順となっている。

表11 稼働率20%未満の所有車両台数(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			構成比(%)			
	貨物	乗用(11人以上以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計				
特殊用途	9	2	0	11	6	1	7	0	0	9	27	49.1%	
廃車済み	1	0	3	4	6	2	8	0	0	0	12	21.8%	
故障	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1.8%	
当面使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
その他	0	1	4	5	4	5	9	1	0	1	15	27.3%	
合計	11	3	7	21	16	8	24	1	0	1	9	55	100%

「特殊用途」について、自動車の種別・用途ごとの具体的な内容は以下のとおりとなっている。

- 普通貨物
 - 農業資材、家畜等運搬用(農林水産部 3台)
 - 技能訓練用(商工労働部 3台)
 - 美習での樹木運搬(県立学校 1台)
 - 水道復旧用(企業局 2台)
- 普通乗用(11人以上)
 - 防災訓練用(知事部局 1台)
 - 非常時の際の人員輸送、多人数送迎用(総務部 1台)
- 小型貨物
 - 防災訓練用(知事部局 1台)
 - 防疫演習、防疫等機材運搬、土壌診断・機材搬入、消毒・家畜緊急輸送(農林水産部 4台)
 - 農業美習用資材運搬等(県立学校 1台)

○小型乗用
身体障害者用特殊装置の装着（福祉保健部 1台）

○特殊の用途（8ナンバー）
防災訓練用（知事公室 2台）
救急車（福祉保健部 4台、病院事業局 1台）
ダム管理用緊急車両（土木建築部 2台）

また、故障車両のうち、当面使用する予定の車両はなく、適切に対応されている。
「その他」の内容については、平成25年2月又は3月に取得したことによるもの（福祉保健部、出納事務局、県立学校 5台）、老朽化等による廃車又は所管換えによるもの（農林水産部、土木建築部 4台）、離島において使用するもの（農林水産部 3台）、その他（死亡家畜・石灰等の運搬、農場実習での送迎用）（農林水産部、県立学校 3台）となっている。

イ 警察本部

稼働率が20%未満となっている警察車両100台について見ると、「特殊用途」が88台（88.0%）、「故障」12台（12.0%）となっている。

「特殊用途」については、運転免許試験用が5台、警察業務用（事件捜査、事故捜査、部隊輸送等）が88台となっている。

「故障」については、すべて廃車予定となっている。

表12 稼働率20%未満の所有車両台数（警察本部）

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊の用途（普通・小型） 原動機 付自転車	構成 比（%）		
	貨物	乗用 （11人 以上）	乗用 （10人 以下）	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	二輪			小計	
特殊用途	9	1	6	16	1	1	5	7	0	22	39	4	88.0%
廃車済み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
故障	0	0	2	2	0	1	1	2	0	0	8	0	12.0%
当面使用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	9	1	8	18	1	2	6	9	0	22	47	4	100%

3 借上公用車の状況

(1) 自動車種別及び部局別所有台数

知事部局等の借上台数289台のうち、最も多い自動車の種別は小型自動車の163台（56.4%）となっている。次に多いのは軽自動車の63台（21.8%）、普通自動車の56台（19.4%）の順となっている。

知事部局等において、借上台数が最も多い部局は土木建築部144台（49.8%）である。次に、農林水産部59台（20.4%）、病院事業局19台（6.6%）の順となっている。

表13 借上台数（知事部局等）

種別	普通自動車						小型自動車			軽自動車		（普通・小型） 特殊の 用途	合計
	貨物	乗用 （11人 以上）	乗用 （10人 以下）	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
知事公室	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2
総務部	0	0	0	0	0	0	1	1	0	14	14	0	15
企画部	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3
環境生活部	1	0	0	1	0	5	5	5	0	0	0	1	7
福祉保健部	0	0	0	0	0	4	4	4	0	14	14	0	18
農林水産部	0	0	10	10	8	35	43	2	4	6	0	59	
商工労働部	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0	0	11	
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土木建築部	5	0	32	37	10	73	83	0	18	18	6	144	
出納事務局	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養庁	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2	
県立学校	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	2	
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業局	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6	
病院事業局	0	0	6	6	0	3	3	1	9	10	0	19	
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289	

警察本部の借上台数は35台であり、うち31台(88.6%)は小型自動車である。

表14 借上台数(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			合計			
	貨物	乗用 (11人以上) 以上)	乗用 (10人) 以下)	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	二輪		小計		
警察本部	1	0	0	1	0	31	0	31	0	0	2	1	35

(2) 契約年数(通算)

知事部局等の借上台数289台の契約年数(通算)を見ると、5年未満の契約となつていているものが101台(34.9%)、5年以上の契約となつていているものが188台(65.1%)である。

なお、警察本部の借上台数35台については、すべて5年未満の契約である。

表15 契約年数別 借上台数(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			構成比(%)			
	貨物	乗用 (11人) 以上)	乗用 (10人) 以下)	貨物	乗用	二輪	貨物	乗用	小計				
5年未満	1	0	7	8	9	51	60	1	30	31	2	101	34.9%
5年以上	5	0	43	48	11	92	103	2	30	32	5	188	65.1%
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	7	289	100%

(3) 稼働率

ア 1台あたり年間稼働日数及び稼働率

知事部局等の借上車両289台の全稼働日数は47,376日であり、1台あたり年間稼働日数は163.9日、平成24年度開庁日数(250日)で除した稼働率は65.6%である。

表16 稼働率(借上車両 全体)

稼働日数(a)	台数(b)	年間稼働日数/台 (a)/(b)	稼働率 (a)/((b)*250日)*100	
知事部局等	47,376	289	163.9	65.6

イ 稼働率の分布

借上車両についても、稼働率20%ごとの分布状況について集計した。なお、年度途中の契約開始については、月割による補正を行って算出している。

知事部局等の借上車両289台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の110台(38.1%)となっている。次に多いのが「60%以上80%未満」の97台(33.6%)、「40%以上60%未満」の50台(17.3%)の順となっている。

表17 1台あたり稼働率(借上)(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			構成比(%)		
	貨物 (11人以上) 以上)	乗用 (10人) 以下)	小計	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
20%未満	0	0	3	3	0	5	0	1	1	0	9	3.1%
20%以上40%未満	1	0	6	7	3	9	12	1	3	4	23	8.0%
40%以上60%未満	0	0	5	5	4	33	37	0	6	6	50	17.3%
60%以上80%未満	1	0	17	18	7	56	63	0	16	16	97	33.6%
80%以上	4	0	19	23	6	40	46	2	34	36	110	38.1%
合計	6	0	50	56	20	143	163	3	60	63	289	100%

警察本部の借上車両35台について、稼働率の分布状況を見ると、最も多いのが「80%以上」の19台(54.3%)、次に多いのが「60%以上80%未満」の8台(22.9%)、「40%以上60%未満」の3台(8.6%)、「20%未満」の3台(8.6%)の順となっている。

表18 1台あたり稼働率(借上)(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊用途(普通・小型)	小型特殊自動車	構成比(%)
	貨物	乗用(11人以上以上)	小計(以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
20%未満	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3 8.6%
20%以上40%未満	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2 5.7%
40%以上60%未満	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3 8.6%
60%以上80%未満	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8 22.9%
80%以上	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	19 54.3%
合計	1	0	0	1	0	31	0	0	0	2	1	35 100%

(4) 稼働率20%未満の車両について

ア 知事部局等

稼働率が20%未満の借上車両9台について、その理由、自動車の種別・用途ごとの具体的な内容は以下のとおりとなっている。

表19 稼働率20%未満の借上車両台数(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊用途(普通・小型)	構成比(%)
	貨物	乗用(11人以上以上)	小計(以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計		
用途											
特殊用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0.0%
その他	0	0	3	3	0	5	0	1	1	0	9 100.0%
合計	0	0	3	3	0	5	0	1	1	0	9 100%

○普通乗用(10人以下)
土地改良事業及び漁業整備事業のため、久米島、南北大東島で使用する。
(農林水産部 3台)

○小型乗用
土地改良事業及び漁業整備事業のため、久米島、南北大東島で使用する。
(農林水産部 3台)
公共事業の現場確認等のため、北大東島、本島北部で使用する。
(土木建築部 2台)

○軽自動車乗用
公共事業の現場確認等のため、伊良部島で使用する。
(土木建築部 1台)

イ 警察本部

警察車両については、「特殊用途」が3台となり、運転免許試験に使用する車両となっている。

表20 稼働率20%未満の借上車両(警察本部)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			特殊用途(普通・小型)	小型特殊自動車	構成比(%)
	貨物	乗用(11人以上以上)	小計(以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計			
用途												
特殊用途	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3 100%	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0.0%	
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3 100%	

(5) 借上料

ア 借上料合計

平成 24 年度の知事部局等における借上車両 289 台の借上料合計は、115,238,442 円、警察本部における借上車両 35 台の借上料合計は、12,793,620 円である。

表 21 借上料合計（知事部局等）

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途 (普通・小型)		合計	
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)		
知事部局等	56	29,773,726	163	62,680,037	63	15,860,053	7	6,924,626	289	115,238,442

表 22 借上料合計（警察本部）

種別	普通自動車		小型自動車		特殊の用途 (普通・小型)		小型特殊自動車		合計	
	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)		
警察本部	1	378,000	31	7,797,720	2	4,113,900	1	504,000	35	12,793,620

イ 1 台あたり借上料（種別、用途別、契約年数別）（知事部局等）
知事部局等の借上車両 289 台については、自動車の種別・用途ごと及び契約年数別に 1 台あたり借上料を算出した。

普通自動車の乗用（10 人以下）について見ると、契約年数 5 年未満が 7 台、1 台あたり借上料は 585,000 円である。契約年数 5 年以上は 43 台、1 台あたり借上料は 407,232 円である。

表 23 1 台あたり借上料（普通自動車）

用途	貨物				乗用(10人以下)			
	5年未満		5年以上		5年未満		5年以上	
契約年数								
項目	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)
合計	1	1,134,000	5	7,033,761	7	4,095,000	43	17,510,965

小型自動車の乗用について見ると、契約年数 5 年未満が 51 台、1 台あたり借上料は 441,639 円である。契約年数 5 年以上は 92 台、1 台あたり借上料は 356,622 円である。

表 24 1 台あたり借上料（小型自動車）

用途	貨物				乗用			
	5年未満		5年以上		5年未満		5年以上	
契約年数								
項目	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)	台数(a)	借上料(b)
合計	9	3,833,148	425,905	11,354,116	319,465	51,225,536	44,639	32,803,187

軽自動車の乗用については、契約年数5年未満は30台、1台あたり借上料は277,898円である。契約年数5年以上は30台、1台あたり借上料は222,110円である。

表25 1台あたり借上料(軽自動車)

用途	貨物		乗用	
	5年未満	5年以上	5年未満	5年以上
項目	台数(a)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)/台(a)
合計	1	413,784	2	446,040
		223,020	30	8,336,929
			30	277,898
				6,663,300
				222,110

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車については、契約年数5年未満は2台、1台あたり借上料は1,664,460円である。契約年数5年以上は5台、1台あたり借上料は719,141円である。

表26 1台あたり借上料(特殊の用途)

契約年数	5年未満		5年以上	
	台数(a)	借上料(b)/台(a)	台数(a)	借上料(b)/台(a)
項目	2	3,328,920	5	3,595,706
合計		1,664,460		719,141

(6) 借上料の根拠について
知事部局等の借上車両のうち、57台については、1台あたりの借上料が同じ種別・用途、同じ契約期間との比較において25%以上割高となっていた。

その根拠については、「以前から同額の契約で特に理由はない」としているのが33台(57.9%)、「業務上必要な設備・装備を搭載しているため」としているのが14台(24.6%)、「その他」10台(17.5%)となっている。

表27 借上料の根拠について(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			(普通・通小用小型)
	貨物	乗用(11人以上)	乗用(10人以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計	
以前からの額で理由無し	1	0	5	6	1	15	16	0	11	0
業務上必要な設備・装備の搭載	1	0	5	6	0	6	6	0	1	1
その他	0	0	1	1	0	5	5	0	4	0
合計	2	0	11	13	1	26	27	0	16	1
										33
										14
										10
										57

「業務上必要な設備・装備を搭載しているため」としているものの具体的な内容は、以下のとおりとなっている。

- 普通貨物
野犬捕獲用の車両(環境生活部 1台)
- 普通乗用
台風時のダム巡回のため四輪駆動(農林水産部 1台)
人員・機材運搬のため定員の多い車両(土木建築部 1台)
訪問看護、デイケア等のため10人定員(病院事業局 3台)
- 小型乗用
放射線量測定用の機材を搭載するため(環境生活部 1台)
大型資材を運搬するためのミニバン(農林水産部 1台)
現場確認等のため定員8名(土木建築部 2台)
人員、機材運搬のため定員の多い車両(土木建築部 2台)

- 軽自動車乗用
訪問看護やダイケア送迎用の装備（病院事業局 1台）
- 特殊の用途
道路パトロール用車両（土木建築部 1台）

「その他」の内容は以下のとおりとなっている。

- 普通乗用
災害調査等による悪路走行も可能な四輪駆動（農林水産部 1台）
- 小型乗用
現地確認調査等のため7～8人乗り、後部座席が荷台となる（農林水産部 2台）
必要装備、保険内容をクリアしたうえで入札（農林水産部 1台）
機材運搬、動員が多いため大型をリース（土木建築部 1台）
環境に配慮された燃費のよい車両（土木建築部 1台）
- 軽自動車乗用
業務の特性から短期レンタル契約としている（総務部 2台）
契約終了時の残存価格を低く設定している（農林水産部 1台）
休業補償込みの短期レンタル契約（教育庁 1台）

4 自家用車の公務使用状況

平成24年度に、公務使用自家用車として所屬長に届けられている台数は、知事部局等で7,498台であり、使用延べ日数は93,845日、1台あたり使用日数は12.5日である。

1台あたり使用日数の多い部局等は、環境生活部（54.5日）、監査委員事務局（18.8日）、商工労働部（17.0日）の順となっている。

また、警察本部においては、届出台数が1,733台、使用延日数は6,604日、1台あたり使用日数は3.8日となっている。

表28 自家用車の公務使用状況

	自家用車の公務使用届け		
	届出台数(a)	命令件数	使用延日数(b) (b)/(a)
知事公室	0	0	-
総務部	98	332	3.9
企画部	68	108	1.7
環境生活部	126	1,128	54.5
福祉保健部	230	2,407	14.1
農林水産部	289	2,461	10.7
商工労働部	57	827	17.0
文化観光スポーツ部	6	10	2.3
土木建築部	155	371	2.6
出納事務局	0	0	-
議会事務局	0	1	-
教育庁	291	4,344	15.6
県立学校	5,734	62,231	12.4
監査委員事務局	10	119	18.8
人事委員会事務局	16	75	5.2
労働委員会事務局	0	0	-
企業局	73	330	4.8
病院事業局	345	1,215	7.4
合計(知事部局等)	7,498	75,959	12.5
警察本部	1,733	1,883	3.8

5 任意保険の加入状況

(1) 知事部局等

ア 任意保険料合計

平成24年度の知事部局等における所有車両734台の任意保険料は、8,770,802円となっている。

表 29 任意保険料 (合計)

種別	普通自動車		小型自動車		軽自動車		特殊の用途 (普通・小型)		合計	
	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)
知事部局等	194	3,133,374	430	4,593,458	76	638,810	34	405,160	734	8,770,802

イ 補償内容

任意保険の補償内容を最高額ごとに集計すると、対人補償内容で最も多いのは「無制限」の726台、次に「2,000万円まで」の8台となっている。
対物補償内容で最も多いのは、「無制限」の317台、次に多いのは「500万円まで」の241台、「1,000万円まで」の150台の順となっている。

車両保険内容で最も多いのは、「なし」の657台、次に多いのは「100万円以下」の39台、「500万円まで」の24台の順となっている。

表 30 補償内容

補償内容	対人補償		対物補償		車両保険	
	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)	台数(a)	保険料(b)
無制限	726		317		0	
2,000万円を超える	0		5		1	
2,000万円まで	8		9		3	
1,000万円まで	0		150		10	
500万円まで	0		241		24	
100万円以下	0		12		39	
なし	0		0		657	
合計	734		734		734	

ウ 1台あたり保険料(種別、用途別)

自動車の種別、用途ごとに1台あたり保険料を算出すると、普通自動車については、貨物が20,274円、乗用(11人以上)が26,912円、乗用(10人以下)が11,949円となっている。

表 31 1台あたり保険料 (普通自動車)

用途	貨物			乗用(11人以上)			乗用(10人以下)		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	44	882,070	20,274	30	807,370	26,912	120	1,433,894	11,949

小型自動車については、貨物が10,012円、乗用が11,156円となっている。

表 32 1台あたり保険料 (小型自動車)

用途	貨物			乗用		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	178	1,782,174	10,012	252	2,811,284	11,156

軽自動車については、貨物が9,388円、乗用が8,030円となっている。

表 33 1台あたり保険料 (軽自動車)

用途	貨物			乗用		
	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	21	197,150	9,388	55	441,660	8,030

特殊の用途に用いる普通及び小型自動車については、11,916円となっている。

表 34 1台あたり保険料 (特殊の用途)

項目	台数(a)	保険料(b)	保険料(b)/台数(a)
合計	34	405,160	11,916

(2) 警察本部

警察本部の車両については、一般競争入札を行って一括して任意保険に加入している。平成24年度の任意保険料は、4,599,030円となっている。
(契約条件：対人保険2,000万円、対物保険300万円)

(3) 保険料の根拠について

知事部局等の所有車両のうち、17台については、1台あたりの保険料が同じ種別・用途との比較において、平均の2.5倍以上となっている。

その根拠については、「業務上発生しうる損害を補償するため」としているものが10台(58.8%)、「以前から同額の保険で特に理由はない」としているものが7台(41.2%)となっている。

表35 保険料の根拠(知事部局等)

種別	普通自動車			小型自動車			軽自動車			合計	
	貨物	乗用 (11人 以上)	乗用 (10人 以下)	貨物	乗用	小計	貨物	乗用	小計		
以前からの額で理由無し	0	0	2	2	2	4	1	0	1	0	7
業務上の損害を補償する保険内容	0	9	0	9	0	1	0	0	0	0	10
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	9	2	11	2	3	5	1	0	1	17

「業務上発生しうる損害を補償するため」としているものの具体的な内容は、以下のとおりとなっている。

- 普通乗用(11人以上)
特別支援学校のスクールバス運行管理業務において、下記の条件を含む任意保険に加入することとしているため。(県立学校 9台)
対人：無制限、対物：無制限、搭乗者：1,000万円以上
無保険車傷害補償：2億円、車両保険：時価

○小型乗用

実習場への生徒送迎で8人～10人乗りの定員であり、搭乗者傷害1名につき1,000万円の補償を含む。(県立学校 1台)

(4) 施設内において使用する車両の任意保険

知事部局等においては、前述の台数1,023台のほか、公道を走行せず施設内で使用する車両が117台ある。自動車の種別、用途の内訳を見ると、普通自動車(貨物)が1台、特殊の用途に用いる普通及び小型自動車が5台、大型特殊自動車が14台、小型特殊自動車及び原動機付自転車が50台となっている。また、自動車登録のない車両が47台である。

具体的な車両の種類は、農耕トラクタ、シヨベルローダ等、フォークリフト、オートレレーンクレーンなどとなっている。

部局別の台数を見ると、最も多いのは農林水産部の67台(57.3%)、次に県立学校の36台(30.8%)、土木建築部の11台(9.4%)の順となっている。

公道を走行する車両については、すべて任意保険に加入しているが、公道を走行しないこれらの車両については、任意保険に加入しているものと加入していないものがあり、加入済みの車両は47台(40.2%)、未加入の車両は70台(59.8%)となっている。

表36 施設内において使用する車両台数(知事部局等)(部局別)

種別/用途	普通貨物		特殊の用途 (普通/小型)		大型特殊		小型特殊、原動機付自転車		登録無し		合計					
	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入				
任意保険の加入	0	0	0	0	7	4	11	24	9	33	6	17	23	37	30	67
農林水産部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
商工労働部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
土木建築部	0	0	0	5	5	0	0	5	1	6	0	0	0	0	5	11
県立学校	0	0	0	0	0	3	0	3	2	9	11	0	22	22	5	36
合計	0	1	0	5	5	10	14	31	19	50	6	41	47	47	70	117

※当該台数は表1～表35、表38～表46における台数には含まれていない。

任意保険に未加入の車両70台について、種類別に見ると、農耕トラクタが41台(58.6%)と、もっとも多くなっているほか、油圧ショベル等が9台、ショベルロード等が6台の順になっている。

表 37 施設内において使用する車両台数(知事部局等)(種類別)

種別用途	普通貨物		特殊の用途 (借小型)		大型特殊		小型特殊、原動機付 自転車		登録無		合計	
	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入	加入済	未加入
任意保険の加入	0	0	0	0	0	0	0	0	2	22	24	41
農耕トラクタ	0	0	0	0	4	13	19	15	34	2	24	30
農耕作業用(ハーベスター、運搬車等)	0	0	0	0	0	0	5	0	5	3	0	8
オールテレメンション、油圧式トラクタクレーン	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
ショベルローダ、ホイールローダ、スキッドステアローダ	0	0	0	0	1	1	2	2	4	0	4	9
油圧ショベル、ミニショベル、バックホー	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8	9
フォークリフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	6
その他(農耕トラクタクレーン、ハーベスター、飼料収集車)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
原動機付自転車	0	0	0	0	0	0	5	1	6	0	0	6
合計	0	1	0	5	5	10	14	19	50	6	41	70

任意保険に未加入の車両70台の具体的な使用場所は以下のとおりである。

- 農耕トラクタ
農業研究センター、畜産研究センター施設内 28台
県立学校校内 13台
- 移動式クレーン(オールテレメンション、油圧式トラクタクレーン)
南大東島、北大東島港湾施設内 4台
中城湾港湾施設内 1台
- ショベルローダ、ホイールローダ、スキッドステアローラ
畜産研究センター施設内 1台
県立学校校内 5台
- 油圧ショベル、ミニショベル、バックホー
県立学校校内 9台
- フォークリフト
農業研究センター施設内 1台
県立大学施設内 2台、県立学校校内 2台
- その他
海洋深層水研究所施設内 1台(軽トラック)
職業能力開発校校内 1台(クレーン付きトラック)
県立学校校内 1台(飼料収集車)
- 原動機付自転車
平和祈念公園施設内 1台

6 燃料単価契約の状況

(1) 知事部局等

ア 年度当初の契約単価
知事部局等における所有及び借上車両 1,023 台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は 860 台で、年度当初における契約単価の平均（以下「平均単価」という。）は 146 円、最高値は 169 円、最低値は 132 円である。
ディーゼル（軽油）を使用している車両は 146 台で、平均単価は 121.9 円、最高値は 147 円、最低値は 90.9 円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は 17 台で、平均単価は 154 円、最高値は 147.6 円である。
ディーゼル（軽油）を使用している車両は 146 台で、平均単価は 121.9 円、最高値は 147 円、最低値は 90.9 円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は 17 台で、平均単価は 154 円、最高値は 147.6 円、最低値は 132 円である。

表 38 燃料種類別、平均単価等（知事部局等）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最低
レギュラー	582	278	860	146	169	132
ディーゼル	135	11	146	121.9	147	90.9
ハイオク	17	0	17	154	165	147.6
合計	734	289	1,023			

イ 契約単価の価格帯

また、年度当初における契約単価の価格帯を見ると、レギュラーガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 576 台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は 120 円～130 円未満の 52 台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 8 台となっている。

表 39 燃料種類別、価格帯別台数（知事部局等）

種類/単価	単価契約なし	価格帯別台数								合計
		100円未満	100円～110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円以上	
レギュラー	7	0	0	0	0	137	576	39	101	860
ディーゼル	5	26	8	8	52	27	20	0	0	146
ハイオク	0	0	0	0	0	0	8	7	2	17
合計	12	26	8	8	52	164	604	46	103	1,023

(2) 警察本部

ア 年度当初の契約単価

警察本部における所有及び借上車両 991 台における燃料単価契約の状況を集計した。レギュラーガソリンを使用している車両は 832 台で、平均単価は 134.3 円、最高値は 170 円、最低値は 130 円である。
ディーゼル（軽油）を使用している車両は 79 台で、平均単価は 115.1 円、最高値は 145 円、最低値は 113 円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は 80 台で、平均単価は 144.8 円、最高値は 169 円、最低値は 140 円である。
ハイオクガソリンを使用している車両は 80 台で、平均単価は 144.8 円、最高値は 169 円、最低値は 140 円である。

表 40 燃料種類別、平均単価等（警察本部）

種類/台数	所有	借上	計	平均単価	最高	最低
レギュラー	797	35	832	134.3	170	130
ディーゼル	79	0	79	115.1	145	113
ハイオク	80	0	80	144.8	169	140
合計	956	35	991			

イ 契約単価の価格帯

レギュラーガソリンで最も多い価格帯は 130 円～140 円未満の 705 台、ディーゼル（軽油）で最も多い価格帯は 110 円～120 円未満の 73 台、ハイオクガソリンで最も多い価格帯は 140 円～150 円未満の 63 台となっている。

表 41 燃料種類別、価格帯別台数（警察本部）

種類/単価	単価契約なし	価格帯別台数								合計
		100円未満	100円～110円未満	110円～120円未満	120円～130円未満	130円～140円未満	140円～150円未満	150円～160円未満	160円以上	
レギュラー	0	0	0	0	0	705	91	29	7	832
ディーゼル	0	0	0	73	4	1	1	0	0	79
ハイオク	0	0	0	0	0	0	63	13	4	80
合計	0	0	0	73	4	706	155	42	11	991

7 安全運転管理の状況

- (1) 安全運転管理者等の選任状況
 道路交通法第74条の3及び同法施行規則第9条の8に基づき、乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台以上、その他の自動車にあっては5台以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。また、20台以上の自動車を使用する本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。
 平成25年10月31日現在、知事部局等において、乗車定員11人以上の自動車を使用している課室等は20機関、その他の自動車で5台以上使用している課室等は59機関、副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていないのは12機関、副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていないのは2機関である。なお、警察本部においては、該当する機関はすべて安全運転管理者等が選任されている。

表 42 安全運転管理者等の選任状況（知事部局等）

乗車定員/台数	11人以上/台				その他5台				合計		
	安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		副安全運転管理者		安全運転管理者		
	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	選任済	未選任	
知事公室	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
総務部	1	0	0	3	2	1	0	4	3	1	0
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0
福祉保健部	1	0	0	6	6	0	2	7	7	0	2
農林水産部	1	0	0	1	22	6	2	1	29	23	6
商工労働部	0	0	0	2	2	0	2	0	2	0	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
土木建築部	0	0	0	8	7	1	4	0	8	7	1
出納事務局	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
教育庁	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
県立学校	13	12	1	0	2	2	0	0	15	14	1
企業局	0	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0
病院事業局	1	1	0	0	1	0	1	0	2	1	1
合計	20	19	1	1	59	48	11	8	79	67	12

- (2) 運行前点検等の実施状況
 自動車を使用している知事部局等の198機関において、運転者による運行前点検（沖縄県自動車等管理規程第5条）、車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握（同第4条）の実施状況は以下のとおりである。
 運転者による運行前点検については、84機関が実施し、114機関が実施していません。また車両管理者による運転者の心身の健康状態の把握は、134機関が実施しており、64機関が実施していません。

警察本部については、沖縄県警察車両等の管理に関する訓令に基づく点検、運転者の健康状態の把握を実施している。

表 43 運行前点検等の実施状況（知事部局等）

項目	運行前点検の実施		計	運転者の健康状態の把握		計
	有	無		有	無	
知事公室	2	3	5	2	3	5
総務部	7	6	13	10	3	13
企画部	3	2	5	3	2	5
環境生活部	5	8	13	13	0	13
福祉保健部	9	9	18	10	8	18
農林水産部	13	35	48	37	11	48
商工労働部	1	11	12	11	1	12
文化観光スポーツ部	1	4	5	2	3	5
土木建築部	10	9	19	12	7	19
出納事務局	1	0	1	1	0	1
議会事務局	1	0	1	1	0	1
教育庁	8	10	18	11	7	18
県立学校	21	4	25	18	7	25
企業局	1	7	8	3	5	8
病院事業局	1	6	7	0	7	7
合計	84	114	198	134	64	198

(3) 事故件数及び事故防止への取組状況

ア 事故件数

平成22年度から平成24年度までの3年間に於ける知事部局等における事故件数は、公用車によるものが103件、公務使用自家用車によるものが3件、公用車の修繕費は2,627,579円である。

また警察本部については、3年間の事故件数は、公用車によるものが142件、公用車の修繕費は10,842,997円である。

表44 過去3年間(H22-H24)の事故件数、修繕費

年度	H22事故件数		H23事故件数		H24事故件数		合計	
	公用車	自家用車	公用車	自家用車	公用車	自家用車	公用車	自家用車
知事公室	0	1	0	1	0	1	2	1
総務部	0	0	2	0	4	0	4	0
企画部	0	0	0	0	0	0	0	0
環境生活部	0	0	0	0	3	0	3	0
福祉保健部	4	0	17,829	4	136,000	14	0	589,645
農林水産部	7	0	791,440	4	49,063	21	0	840,503
商工労働部	0	0	0	0	4	0	4	0
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	3	0	6	0	12	0	80,850	21
出納事務局	0	0	0	0	2	0	10,100	2
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教習庁	0	0	93,707	0	0	0	1	0
県立学校	1	0	341,250	0	4	2	231,407	5
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	0	0	2	0	3	0	108,875	5
病院事業局	0	0	8	0	13	0	0	21
合計(知事部局等)	15	1	777,066	34	922,976	54	2	927,537
警察本部	52	0	4,488,805	41	2,441,245	49	0	3,913,247
合計	67	1	12,687,137	77	13,153,758	103	2	14,854,531

イ 事故防止への取組状況

① 知事部局等

過去3年間に3件以上の事故があった知事部局等の機関は11機関である。また11機関における事故件数の合計は60件であり、内訳は対物事故が24件、自損事故が36件となっている。

11機関における事故防止の取組状況を見ると、「交通安全の法令・知識等に関する研修を年1回以上実施している。」としているのが1機関、「所属長による安全運転に関する訓示を年1回以上行っている」としているのが2機関、2つの取組のいずれかを過去に実施したことがあるとしているのが4機関、「特になし」としているのが2機関である。

表45 事故防止への取組状況(知事部局等)

	機関数	事故の概要				事故防止の取組み		
		H22-H24 事故件数	対人	対物	自損	研修	所属長 過去に 訓示 実施	その他 特になし
福祉保健部	3	10	0	4	6	0	0	1
農林水産部	3	14	0	9	5	1	1	0
土木建築部	4	17	0	7	10	0	1	1
病院事業局	1	19	0	4	15	0	0	0
合計	11	60	0	24	36	1	2	4

事故防止に向けた具体的な取組内容は以下のとおりである。

- 福祉保健部
 - ・班長会議を通じて、各班長には班員に対して安全運転の注意喚起及び指導を定期的に行うよう指導している。
 - ・全職員を対象に安全運転講習会を実施した。
- 農林水産部
 - ・所属長からの指示により、各職場の職務会において各課長及び各班長から各職員に対して、交通法規の遵守、運転前の体調把握及び管理の徹底、目視による車両確認等安全運転を行うよう周知徹底を図っている。
 - ・警察職員を講師に安全運転講習会を開催し、全職員に公用車使用時における安全運転について周知徹底を行った。

- ・安全運転管理者を配置し、年1回の安全運転講習会受講後、全職員対象に講習内容を伝達することで、事故防止に取り組んでいる。

○土木建築部

- ・事故を起こした職員から事故の詳細を聴取するとともに、適宜、課内会議等において安全運転への注意喚起を行っている。また安全運転管理者を選任し、日頃から安全運転を呼びかけている。

- ・職員の交通安全意識を高めることを目的とし、警察職員による交通安全研修を実施。(管内の交通事故等の実態及び交通事故防止に係る講話、飲酒模擬体験、ドライビングシミュレーター体験)

- ・警察職員による1時間の安全運転教室を実施

- ・安全運転管理者講習の資料を所内で閲覧し、安全運転の注意喚起を行っている。公務中の事故等が起きた際、所内会議にて安全運転の注意喚起を行っている。

○病院事業局

- ・警察職員による「飲酒運転防止に関する講習会」実施

- ・総務課長、運転士による「交通事故発生時の対応」説明会実施

② 警察本部

警察本部における、過去3年間の事故件数上位3機関の合計は、54件である。

事故の内訳は、対物事故が34件、自損事故が7件、その他(暴走族等による損壊)が13件となっている。

表 46 事故防止への取組状況(警察本部)

機関数	事故の概要				事故防止の取り組み				
	H22-H24 事故件数	対人	対物	自損	その他	研修	所属長 訓示	過去に 実施	その他 特になし
警察本部	3	54	0	34	7	13	0	0	3

事故防止の具体的な取組内容は以下のとおりである。

- ① 訓令等に基づく訓練の実施(訓練施設での訓練、署構内での短時間訓練)
- ② 毎月の点検、教養招集、幹部会議での所属長等からの訓示
- ③ 週数回実施される朝会、24時間勤務員に対する毎当番日の執務前教養での指示
- ④ 緊急走行中における、無線による緊急走行安全運転励行の指示
- ⑤ 交通事故防止教養に資する資料等の配布

第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「公用車の運用管理及び保険等契約について」をテーマに、県の全機関を対象として、公用車が効率的に運用されているか、保険契約は適切か、安全管理は適切か等について監査を実施した。

監査の結果、公用車はおおむね適切に運用管理されていることが認められたが、一部において改善を要する事項があった。

今後とも、公用車の適切な運用管理に努めるとともに、特に安全面にも留意したものとできるよう、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 安全運転管理について

(1) 安全運転管理者等の選任について

安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法第74条の3に基づき選任する必要があるため、運転者に対して安全な運転を確保するため必要な指示を与えるなど、重要な役割を担っている。

平成25年10月31日現在、安全運転管理者については、12機関において選任及び届出の手続が行われていない。また副安全運転管理者については、2機関において選任及び届出の手続が行われていない。適切に対応していただきたい。

・安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：畜産研究センター

・安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

総務部：那覇県税事務所

農林水産部：管農支援課、森林緑地課、宮古農林水産振興センター 畜保保健衛生課、八重山農林水産振興センター

商工労働部：具志川職業能力開発校、浦添職業能力開発校

土木建築部：下水道管理事務所

県立学校：鏡が丘特別支援学校

病院事業局：宮古病院

・副安全運転管理者の選任及び届出の手続が行われていない機関

農林水産部：農業大学校

(2) 公用車の運行前点検について

沖縄県自動車等管理規程によると、管理自動車及び専用車の運転者にあつては、運行前点検カード（第2号様式）により、その他の自動車にあつては自動車運行管理簿（第3号様式）により運行前点検を行うものとされている。

また、車両管理者は、自動車等の使用にあつては、運転者の心身の健康状態を的確に把握し、適切な指示を行うものとされている。

運行前点検については、公用車を使用している198機関中114機関で適切な点検が行われていなかった。運転者の健康状態については、198機関中64機関で把握できていなかった。

車両管理者及び運転者は、規程に沿って適切に対応していただきたい。

(3) 事故防止の取組について

安全運転管理者は、道路交通法に基づき、運転者に対し安全な運転を確保するために必要な事項について指導を行うこととされている。

県においては、安全運転講習会など事故防止に向けた取組を行っているところであるが、平成22年度から24年度までの3年間に知事部局等で103件、警察本部で142件の事故が発生している。

引き続き事故防止の取組に努めていただきたい。特に事故があった機関については、取組を強化していただきたい。

2 任意保険について

(1) 保険加入について

監査対象となった公用車のうち、公道を走行する自動車1,023台については適切に任意保険に加入していることが認められた。

それ以外に、主に施設内において使用する自動車（大型特殊自動車、小型特殊自動車など）が合計117台あるが、そのうち70台が任意保険に未加入となっていた。

任意保険に未加入となっている自動車を使用する機関においては、作業時の物損事故、人身事故のリスクに備え、事故時の補償に対応する保険について検討していただきたい。

(2) 保険料について

知事部局等の所有車両734台の内、保険料が類似の公用車より割高となっている17台について内容を確認したところ、10台は搭乗者補償特約が付加される等相当な理由が認められるが、7台については、理由が確認できなかった。

今後の契約については、類似の公用車と比較検討するなど、適切なものとなるよう努めていただきたい。

3 借上料について

知事部局等の借上公用車289台のうち、借上料が類似のものより割高となっている57台について内容を確認したところ、24台は業務上の理由により特別な設備、整備を備えているもの等相当な理由が認められるが、33台については理由が確認できなかった。

今後の契約については、類似の公用車と比較検討するなど、適切なものとなるよう努めていただきたい。

資料 関係法令（抜粋）

○道路運送車両法
（定義）

第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軸系若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽（けん）引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大さ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

○道路運送車両法施行規則
（自動車の種別）

第二条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん（けん）引自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するものうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車（軽自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車を燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するものうち、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
大型特殊自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するものうち、大型特殊自動車を原動機とする自動車を除くもの（内燃機関を原動機とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が〇・二五リットル以下のものに限る。）			
小型特殊自動車	一 前項第一号に掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するものうち、最高速度十五キロメートル毎時以下のもの 二 前項第一号に掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			

大型特殊自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するものうち、大型特殊自動車を原動機とする自動車を除くもの（内燃機関を原動機とする自動車を除くもの（内燃機関を原動機とする自動車を除くもの）に限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
小型特殊自動車	一 前項第一号に掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するものうち、最高速度十五キロメートル毎時以下のもの 二 前項第一号に掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			

○自動車登録規則
(自動車登録番号)

第十三条 自動車登録番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせて定めるものとする。

二 自動車の種別及び用途による分類番号を表示する三けた以下のアラビア数字(別表第

別表第二(第十三条関係)

自動車	範囲	分類番号
1 貨物の運送の用に供する普通自動車		1、10から19まで及び100から199まで
2 人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車		2、20から299まで及び200から299まで
3 人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車		3、30から399まで及び300から399まで
4 貨物の運送の用に供する小型自動車		4、6、40から499まで、60から699まで、400から499まで及び600から699まで
5 人の運送の用に供する小型自動車		5、7、50から599まで、70から799まで、500から599まで及び700から799まで
6 散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車		8、80から899まで及び800から899まで
7 大型特殊自動車(次号に規定するものを除く)		9、90から999まで及び900から999まで
8 自動車抵当法第2条ただし書に規定する大型特殊自動車		0、00から099まで及び000から099まで

○道路交通法

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。))及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第八十八条の二十八第一項の交通安全教育指針に従って行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。

7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。

8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第八十八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

○道路交通法施行規則

(安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数)

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合には、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

運 行 前 点 検 カ ー ド

- 1 運転者は1日1回運行開始前に下記の箇所を点検すること。
- 2 運行不能（異状箇所も含む）と認めたときは、管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告し、指示を受けること。

運 行 前 点 検	1 ブレーキ	2 タイヤ	※2 冷却水の量が十分であること。	点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び損傷がないこと。	水がないこと。
	1 ブレーキ・ペダルの踏みしるが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ぎきがないこと。	1 タイヤの空気圧が適当であること。	※3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。	6 後写鏡及び反射鏡	2 空気圧力が適当であること。
	2 ブレーキの液量が十分であること。	2 亀裂及び損傷がないこと。	※4 エンジンオイルの量が適当であること。	7 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	9 その他
	3 空気圧力の上り具合が不良でないこと。	3 異状な摩耗がないこと。	4 燃料装置	汚れ及び損傷がないこと。	1 ドアロック・シートベルトの装置
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	4 金属片、石その他の異物がないこと。	※ 燃料の量が十分あるか。	8 エア・タンク	2 検査証・保険証
5 駐車ブレーキ・レバーの引きしるが適当であること。	※5 溝の深さが十分であること。	5 灯火装置及び方向指示器	1 エア・タンクに凝	3 定期点検整備記録簿	
	3 原動機			4 その他前日の異状箇所	
	※1 ラジエータ等からの水漏れがないこと。			がないか。	

(注) ※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合には、行わなくてもよい。

点検終了(年 月分)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
確認者																	
日	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
確認者																	

○沖縄県自動車等管理規程

(車両管理者の職務)

- 第4条 車両管理者は、自動車等を運転する者（以下「運転者」という。）に対し運転に必要な知識及び整備の技術の研修の機会を与えその向上に努めなければならない。
- 2 車両管理者は、自動車等の使用に当たっては、運転者の心身の健康状態を適確に把握し、適切な指示を与え、又は安全運転の確保を図らなければならない。
- 3 車両管理者は、所属職員をして自動車等及びその鍵を定められた場所に確実に保管させなければならない。
- 4 車両管理者は、自動車等の安全かつ効率的運用を図るため、運行、整備状況等について常に留意しなければならない。
- 5 車両管理者は、自動車等について道路運送車両法第48条及び第58条に規定する点検整備等を履行しないその結果を車両管理カード（第1号様式）に記入しなければならない。

(運転者の職務)

- 第5条 運転者は、職務の遂行に当たっては、自動車等の運転及び整備に関する関係法令等を守り、かつ、車両管理者並びに第7条に規定する安全運転管理者及び整備管理者の職務上の命令及び指示に従い、安全運転に努めなければならない。
- 2 運転者は、自動車等の安全保管に留意し、使用中以外は、定められた場所に保管できなければならない。都合その他特別の事情により定められた場所に保管できないうときは、車両管理者にその理由を申し出て、その指示を受けなければならない。
- 3 運転者は、その運行（1日に2回以上の運行がある場合は、最初の運行）の開始前において自動車等の点検（以下「運行前点検」という。）を行うほか、常に点検整備に留意し、故障を発見したときは、直ちに車両管理者（整備管理者が設置されている場合は、整備管理者を経て）に報告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置をとるとともに事後速やかに報告しなければならない。
- 4 運行前点検は、管理自動車及び専用車の運転者にとっては運行前点検カード（第2号様式）により、その他の自動車等の運転者にとっては自動車等運行管理簿（第3号様式）により行うものとする。

運 行 前 点 検

車両番号		㊞															
部 位	点 検 項 目	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ぎきがないこと。																
	2 ブレーキの減量が十分であること。																
	3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。																
	4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。																
	5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。																
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。																
	2 亀裂及び損傷がないこと。																
	3 異状な摩耗がないこと。																
	4 金属片、石その他の異物がいないこと。																
	※5 溝の深さが十分であること。																
3 原 動 機	※1 ラジエータ等からの水漏れがないこと。																
	※2 冷却水の量が十分であること。																
	※3 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、損傷がないこと。																
	※4 エンジンオイルの量が適当であること。																
4 燃料装置	燃料の量が十分であること。																
5 灯火装置及び方向指示器	点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ損傷がないこと。																
6 後 写 鏡 及 び 反 射 鏡	写影が不良でないこと。																
7 反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	汚れ及び損傷がないこと。																
8 エア・タンク	1 エア・タンクに凝水がないこと。																
	2 空気圧力が適当であること。																
9 そ の 他	1 ドアロック・シートベルトの装置																
	2 検査証・保険証																
	3 定期点検整備記録簿																
	4 その他（前日の異状箇所に異状がないか。）																
点検者	点検者の押印																

(注) (1) ※印の点検は、80キロメートル毎時以上で走行することが可能な道路を走行する予定がない場合は、行わなくてもよい。
 (2) 運行前点検終了後、レの印を表示すること。

第3号様式（第5条、第9条、第17条関係）

自 動 車 等 運 行 管 理 簿

車両番号															
使用承認 車両管理 者 印	月/日	使用時間		通行区分			用務内容及び 用 務 地	使用者氏名	運転者氏名	使用確認 車両管理 者 印	備 考				
		発 時	着 時	メーター 指示数 (発) km	メーター 指示数 (着) km	運行距離 km									
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															
／															

※ 車両ごとの自動車等運行管理簿である。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---